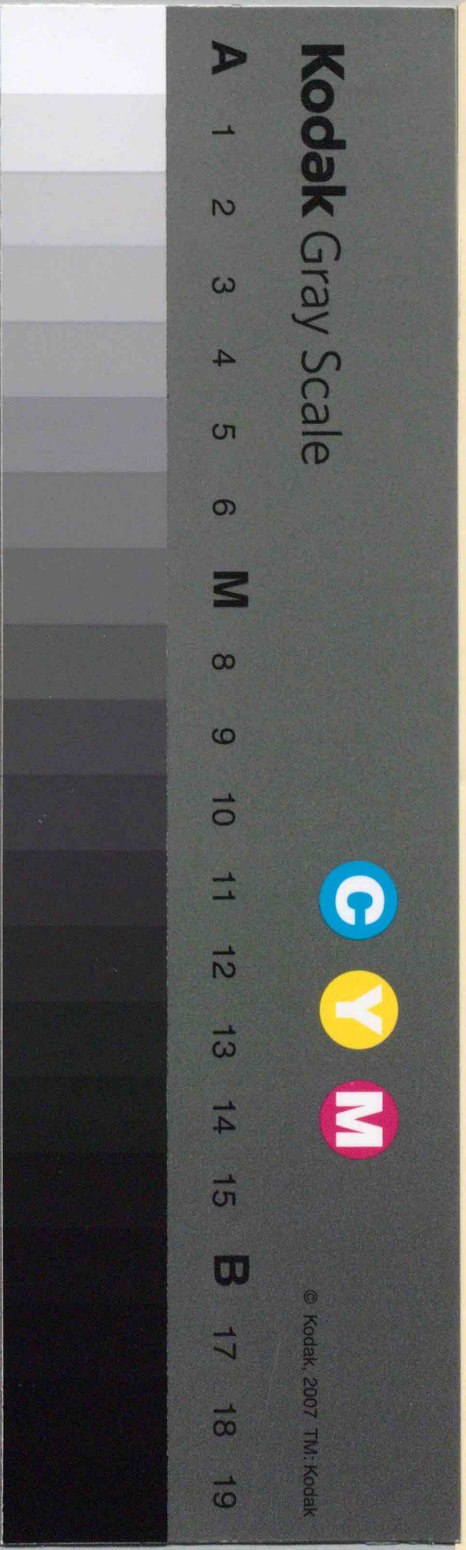
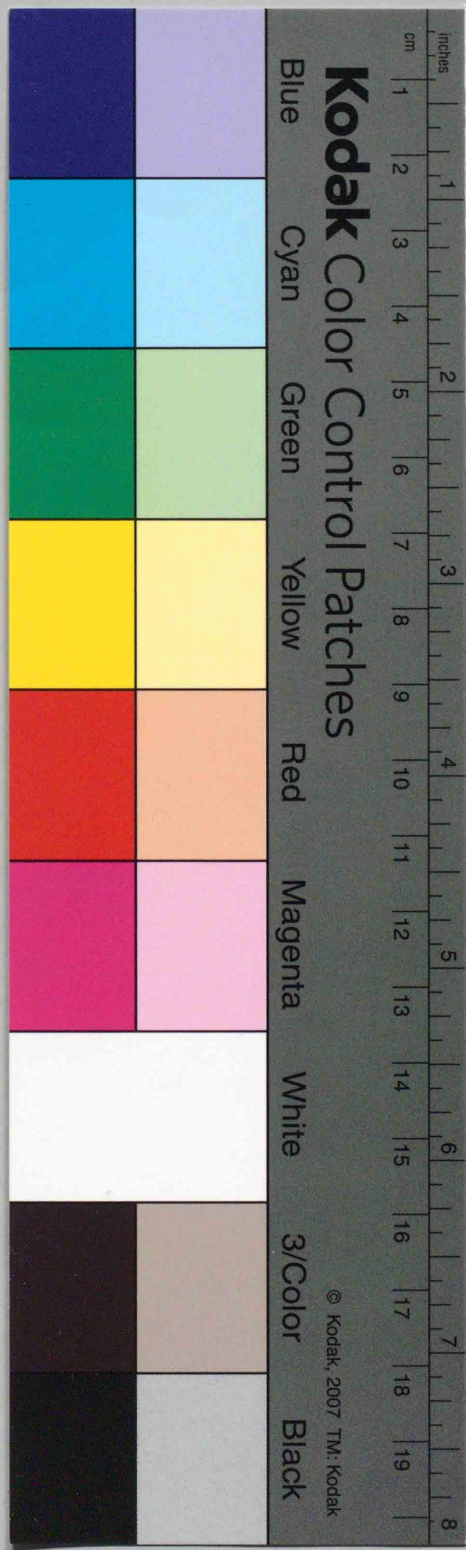


新制中學修身 卷五



昭和七年二月九日  
文部省檢定濟

4a  
110  
昭7



40614

教科書文庫

4  
110  
41-1932  
20000  
65679



資料室



新制中學修身



文學博士西晉一郎著

1959 42  
No. 19 110  
187.

天祖の神勅

豐葦原千五百秋之瑞穗國是  
吾子孫可王之地也宜爾皇孫  
就而治焉行矣寶祚之隆當與  
天壤無窮者矣

天祖の神勅  
豐葦原千五百秋之瑞穗國是  
吾子孫可王之地也宜爾皇孫  
就而治焉行矣寶祚之隆當與  
天壤無窮者矣

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹  
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心  
ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精  
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝  
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ  
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ  
徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ  
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天  
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良  
ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス

ルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ  
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外  
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其徳  
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽



詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ抑、我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠

ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣副署

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ  
涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス  
是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵  
源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シ  
タマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ  
申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シ  
テ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ  
爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致  
セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ  
俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輒近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習  
漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革  
メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ  
災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ  
精神ニ待ツチャ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ  
振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實  
效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德  
ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ  
斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ  
歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ  
保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛

共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治  
メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ  
竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖  
ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ  
大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署

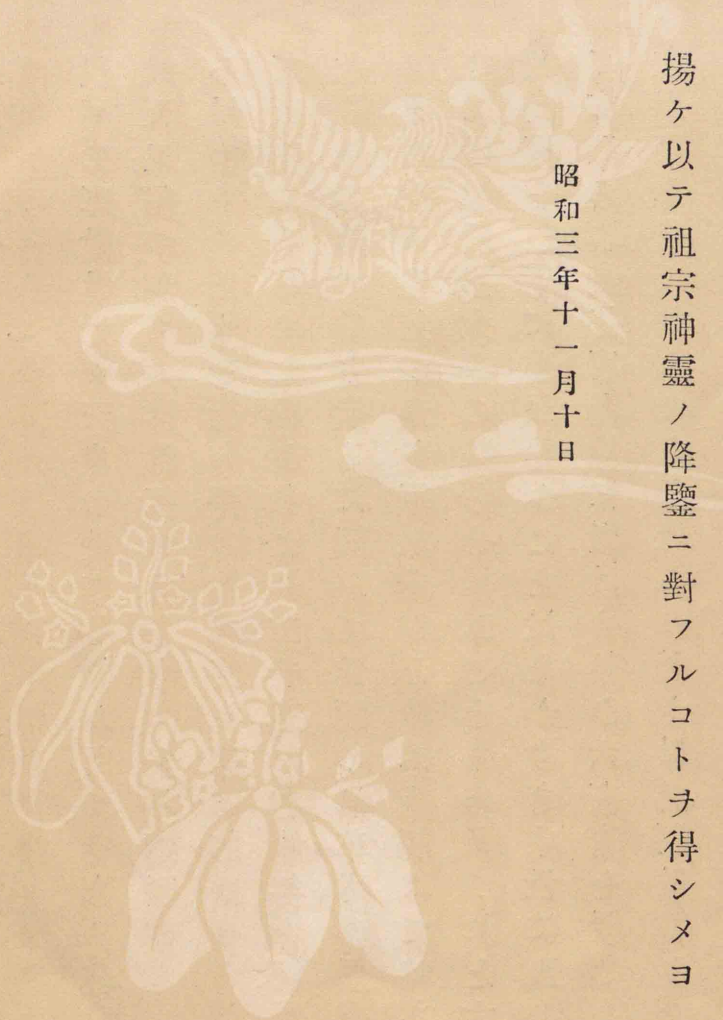
勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸  
シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ  
朕カ躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承  
ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ卽位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆  
ニ誥ク  
皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ  
視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆  
民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一  
ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存ス  
ヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ  
立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ  
大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢  
弘シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ  
嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ頼リ以テ天職ヲ治  
メ墜スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ  
朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國  
運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニ  
シ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコ  
トヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ  
奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ

揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

昭和三年十一月十日





## 勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐ中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人なと設けられしかは兵制は整ひた

れとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すへきにあらずとはいひなから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひ

しこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を  
受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍  
を奉還し年を経すして海内一統の世となり古の制度  
に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績  
なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺徳なりとい  
へとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重き  
を知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更  
め我國の光を輝さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の  
制をは今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕か統ふる  
所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕  
親之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあらず子子孫

孫に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌  
握するの義を存して再中世以降の如き失體なからん  
ことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるそされは  
朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其  
親は特に深かるへき朕か國家を保護して上天の恵に  
應し祖宗の恩に報いまらする事を得るも得ざるも  
汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我  
國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共  
にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕  
にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國  
家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け

我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すべき事こそあれいてや之を左に述へむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵

力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘らす只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ一軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任のものは舊任のものに服従すべきものそ下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總て敬

禮を盡すへし又上級のものは下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには管に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくて叶ふまし況して軍人は戰に臨み敵に當る

の職なれば片時も武勇を忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々人に接るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ

一軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思は、始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はとても守るへからすと悟りなは速に止るこそよけれ古

より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたらず英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへき

一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たび軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風

も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼  
れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれ  
と猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故  
に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑  
にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからずさ  
て之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條  
は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神な  
り心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの  
裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事  
も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人

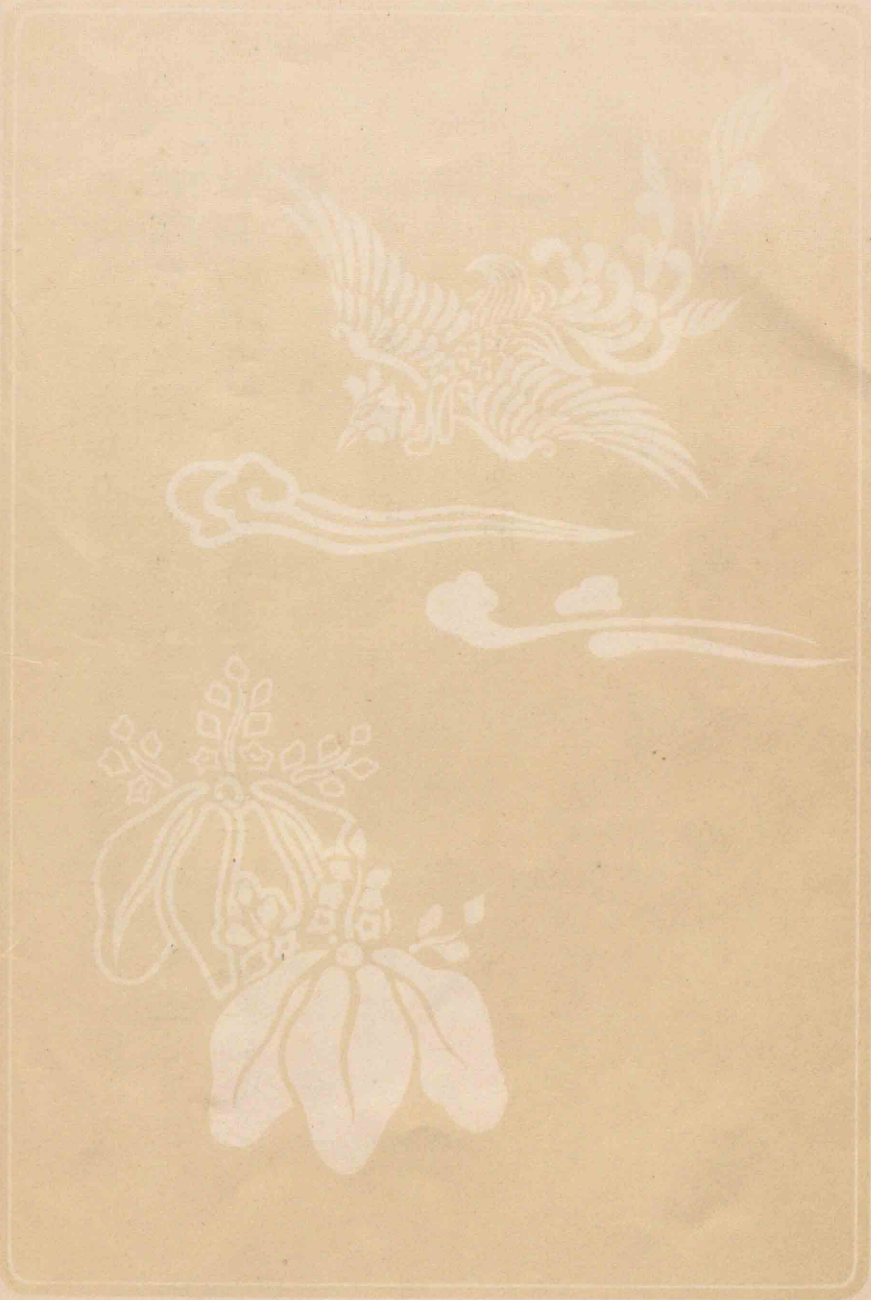
倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓  
に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日  
本國の蒼生舉りて之を悦ひなん朕一人の懌のみなら  
んや

明治十五年一月四日

御

諱





新制中學修身卷五

目次

一	國民道德	一
二	國體の淵源	七
三	我が國忠孝の特質	三
四	我が國忠道の發達	六





七	古今の教訓	二
八	公民	一〇六
九	現代文化の特色	一二四
一〇	道徳の力	一三〇

目次終

新制中學修身 卷五

西 晋 一 郎 著

一 國 民 道 徳

文化の特殊化

世界に國を建ててゐる民族は各その建國の事情を異にし民族性を異にしてゐる。且長き歴史生活は一層其の特色を鮮明にし道徳・學問・藝術・政治・教育の如き文化現象や風俗習慣に至るまで各國皆趣を異にして來た。其の間には民族間の交通が開け、接觸交際の機會が多くなり相互の文

一 國 民 道 徳

化は互に傳播せられた。而して健全な民族は之を採入れて益其の生活を豊富にし、文化を多様ならしめ、之を内容として自己の特色を一層發揮するに至つた。これ人間生活に於ける趣味の盡きない所以である。民族生活が單調一律となつて進取性を失つた時は衰退の時であり、分殊し複雑化し豊富化する時は發展の時である。

文化現象の中には各國に共通なものも少くない。宗教の如きは往々にして同一信仰が數多の國民中に擴布せられ、藝術も亦他國に於ける技法を模して製作し、或は外來の繪畫・文學・音樂を珍重鑑賞する事もある。特に科學に至つては國に依つて内容を異にするものではない。故に科學

道德的文化の  
特殊性

を應用した文明技術は世界を通じて殆ど同様の觀を呈してゐる。然るに道德的風習の如きは各國それと異なり、其の趣を異にしてゐて全然同一のものはない。これ道德は深く國民の性情に根ざし、國民生活統一の中心となり、民族の歴史を通じて發展し、政治・法律・經濟の根柢を爲すものであるからである。國民の精神もこの特性ある道德の中に宿り、國民の理想も亦此處に根據を有する。故に實際に於て流行する道德は國民的特色を帯びた道德即ち國民道德である。人は特殊的宗教の信仰を否定することは出来ても、一日も道德を離れることは出来ない。而して宗教家も道德の實踐を離れることは出来ない。藝術家も亦道德は守ら

なければならぬ。すべて人間一切の營爲は道德であつて、道德なくしては人たることを得ないのである。西諺にも「道德に休日なし」といつてゐる。人として道德を離れることの出来ないのは恰も魚の水に於けると同様である。而して實際に行はれるものは國民道德である。人類としての生活も實際に於ては國民としての生活であるから、國民として離れることの出来ないものは國民道德である。勿論、道德は國民に依つて異なるけれども、其中自ら共通する所も少くない。蓋し人の人たる道は一であるが、其の行はれる所、同中自ら異あり、異中自ら同ある所に國民的特色を生ずるのである。孔子も「言忠信、行篤敬なれば蠻貊

特殊の國民道  
徳を生ずるの  
理

の邦と雖も行はれん。言忠信ならず、行篤敬ならざれば州里と雖も行はれんや」と曰はれてゐる。忠信、篤敬が萬國を通じて人の道たることは、例へば食をとり運動するのが萬人の生を全うする所以の道であると同様である。而も同じ食にしても、米食の民族もあれば、麥食の民族もある。魚菜を主食とするものもあれば、獸肉を主とするものもある。運動に於ても登山、漕艇、野球、散歩等其の適する所に依つて違ふ。道德に於ても然り。唯之を行ふ所と事情に於て民族的特色を帯びて来る。英國民は自他の幸福を計るを道德の眼目としてゐる。而して自他の幸福を全うするには、必然に信實を守り、篤實、重敬でなければならぬ。我が國は

忠孝を道德の中心とする。忠孝の念深き者は決して虚偽を語り、輕薄尊大の行をしない。されば忠信篤敬は萬國を通じて一なる道德であるけれども、之を行ふ意味は國に依つて違ふのであつて、國民道德の特色も此の處から生ずるのである。故に他の國民道德の特色をとつて我に移さうとする時には慎重の用意を要する。例へば獨立自尊を重んずると、恭儉を重んずるとは、徳風は即ち異なる所があるけれども、かの自尊は慢心でなく、此の恭儉は卑屈でないのであるから歸する所は一である。男女道德に於て或は愛といひ、或は別といつても、其の意に達すれば別に依つて眞の愛情に達することが出來、眞の愛はやがて男女間の

正しき秩序を生ずるであらう。凡そ此等の相違は國民生活全體の特色から起るものであるから、遽かに其の一二を擇び取つて我に用ひようとしてはならない。各徳目は國民生活に合して全體の肢體となるものであるからである。

## 二 國體の淵源

我が建國の状態は神代史によつて其の大要を知り、建國の精神は天祖の神勅に明かなることは我等の既に學んだ所である。今之を概括すれば、伊弉諾伊弉册二神の御國造神話は我が國は力強き者が選ばれて君長となつたり、或は外來の強者が主となつて領したものではなく、臣民が皇室

の分岐と云ふが如き自然的な社會組織をもつて創建せられた事を物語るものである。故に我が國は建國の初から皇室と國土と此の國土に住む民族とは共に同一體である。従つて此の國土・國民は皇室と共に終始するものなることは、建國の神話に於て明かに見ることが出来る。統治者は之を君と稱し、創始者は父といふのである。而も我が國に於ては君父は一である。故に君父に對して尊崇の念を捧げ、從順に事へる忠孝は道德の大訓である。天壤無窮の神勅は天胤が永く此の國土に君臨し給ふこと、皇室は民族の宗家にましますことをお示しになり、又三種の神器は天位の印であつて、特に寶鏡は之を授けられる時の詔によつ

忠孝は道德の大訓なり

皇位の絶對

て親子一體の象であると奉察することを得るのであつて、共に忠孝が道德の大訓たることを示されたものである。我が民族は分れて多くの氏族となり、各其の職を以て朝廷に仕へ、其の職を神聖として平かに生活して來た。民族の宗家たる皇室はこれに對するもの、又これと區別すべきものがないのであるから、自ら姓氏がおはさぬ。往昔に於ては大家おほやと申し奉り、或は「スメラミコト」と尊稱し奉つた。蓋し國家を統治し給ふ御方といふ程の意である。古今東西凡て帝王たるものの姓氏があるのは、其の國土・民族の中にこれと對立するものがあるからである。其の國土を開き、其の民族の宗家たるものは即ち其の國土・民族の全體を

代表するのである。従つてこれと相對するものがないから、姓氏を以て別つ要がない。而してこれ獨り我が皇室に於てのみ見る所である。

民命の本

天祖は皇孫を降臨せしめられる時、嘉穀の種を授けて萬民の生活の資となさしめ給うた。皇室に於て嘉穀と宣ふは稻のことであつて、稻は皇室の最も愛重し給ふ國民の生命を養ふ所のものであるから、斯く名づけられたのである。而して其の種は天祖の授け給うた所であるから、建國の精神の一は民命を養ふにあることも知らなければならぬ。これ祈年祭に於て年穀の豊饒を祈り、新嘗祭に當年の新穀を以て天照大神を始め奉り天神地祇を祭らせ給ふ所以で

ある。これ皆國民生命の根源に對する報謝の念の表現である。

國體の精華

抑、神勅は國體の大本を建て、忠孝の大訓を萬世に垂れ給うたものである。三種の神器は仁と明と威との君徳を象どられたものである。民人の食の本は天孫此の土に降臨し給ひし時携へさせ給うた所である。歴代の天皇は天祖の胤を以て天祖の意を承け、君徳を修めて國民を愛養して大孝を申べ給ひ、臣民は國初以來、君に忠に親に孝の大道を實行して皇室を翼賛し奉り、國土を愛護して來たのである。

國體の根本の了解

我が國體の淵源は宏遠に、國體の尊嚴は他に比類なしと

謂ふべきである。實に皇位は天津日嗣の御位であつて、天胤にまします天皇はあきつみかみ(明津神)とも、あらひとかみ(現人神)とも、又あらみかみ(現御神)とも申し奉る。これ上代からの思想であつて、人麿の長歌「やすみしし、我が大君、神ながら、神さびせず」とは此の國民意識を歌つたのである。我が國に於て嚴密な意味を以て神聖といふ語を用ふるのは、只皇室に對し奉る場合に限られる。我等は天祖建國の大道、惟神の道の中に於て生々發展してゐる。國民たる者は必ずこの國體の根本を確實に了解せなければならぬ。

### 三 我が國忠孝の特質

忠孝は一なり

國體の淵源に就ては既に學んだ所である。國があれば必ず國の本がある。これを國祖といふ。家があれば必ず家の本がある。これを家祖といふ。人は皆祖より出づる。祖に反り祖に報いるのを孝といふ。我が國に於ては皇室は國の本國民の宗であるから、皇室に忠なるはやがで國祖に孝なる所以である。又我等の祖先は世々皇室に忠を致すことを心としてゐたのであるから、我等が今日皇室に忠を盡すのは祖先の志を志とし、祖先の事を承述する所以であつて、同時に家祖に孝なる所以である。故に畏くも教育

勅語に「是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」と教へられてゐる。吉田松陰は「人君は民を養ひて祖業を繼ぎ、臣民は君に忠にして父の志を繼ぐ、君臣一體忠孝一致、唯吾國を然りと爲す」といつてゐる。天皇の孝は民を養ひ給ふ所に存し、臣民の孝は君に忠なる所にある。又家祖に報いるのも孝、國祖に報いるのも孝であるけれども、家の本は國に在るのであるから、國祖に報いるの孝、即ち皇室に忠なるを根本とするのである。

忠も孝も皆吾が生命の本たる祖に反り報いる心である。生命の本に反る時は吾が物顔に振舞ふべき何物も吾には

忠孝は心に於て一なり

ない。吾が身を擧げて悉く家國の恩惠なることを悟るとき、感謝の心は油然而として湧出るのである。この心を又誠とも言ふことが出来る。親に孝なる心を君に移せば忠となるとは、誠の心に於て一致する意味である。藤田東湖の弘道館記述義に「忠孝は名教の根本臣子の大節にして、忠と孝とは途を異にするも歸を同じくす。父に於ては孝と曰ひ、君に於ては忠と曰ふ、吾が誠を盡す所以に至りては一なり」とある。又「忠孝一本なり」とも説いてゐる。蓋し忠孝の神髓について言つたのである。

次に忠孝の別なる所以を考へて見るのに、凡そ萬象皆秩序法則がある。この秩序法則に違へば衰滅せざるを得な

忠孝の別なる所以



い。草木鳥獸も此の理を免れることは出来ない。人間社會も秩序によつて存立することが出来る。而して秩序の根本は統一するものと統一せられるものとの間が紊れざるに在る。この統一者の地位に立つものは、國によつてさまざまであるが、其の地位が堅固でなければ、國の統一は破れ易い。我が國に於ては統一者は大君にましまして、君臣の分は儼乎として分れてゐる。この故に國は長安久治である。君をいづくまでも君とし奉る、これ忠君である。君臣の分はすべての分の本である。分とは即ち人々の守るべき地位、行ふべき職能のことであるから、君臣の分が確立し、國家の秩序が維持せられる所にすべての分も立つのである。

ある。

情義兼ね行はる

次に萬物は同氣同類相通ずるものである。地上の生類は相通じ、人類は尙更相通じ、人類中でも同種同族は特に親しく相通ずる。而して其の最も親しく相通ずるものは父子祖孫である。親子は情の最も至れるものである。萬物は秩序法則によつて差別せられ統一せられると共に、情によつて平等に相通ずる。君臣は義の大なるものである。父子は情の至れるものである。情義兼ね行はれて人生は全きを得るのである。我が皇室と臣民との關係は實にこの二者を兼ねるものである。

忠君愛國の一致

外國の歴史を見るに、忠君と愛國とは必ずしも一致して

てゐない。民心が王家を離れることがあつても、祖國の愛は渝らない。甚だしきは國土、民人を護るために王を放ち或は殺したもののさへある。我等にあつては皇室、國土、國民はもと同一體であつて、忠君愛國は異名同實である。これ即ち我が國體の萬邦に冠絶する所以である。

#### 四 我が國忠道の發達

我が國民の勇武

我が國に於ける忠道は、孝道と相離れないことは前章に述べた如くである。古來この忠道は尙武の風に富める國民性と相合して種々なる形式をとつて發展して來た。蓋し我が國は往昔より武を尙べる國である。天祖の雄々し

き御有様は畏くも我が國民の氣象を表し給うてゐる。天孫降臨に當りては天忍日命、天津久米命等の武神が天の石鞞を取負ひ、頭椎の太刀を取佩き、弓矢を持して警衛し奉つた。中國を平定し給うた人皇第一代の君を神武と謚し奉るのも故あることである。上古に於ては兵權は常に朝廷にあつた。日本武尊の武略、神功皇后の國威を海外に輝し給ふなど、皇室の威烈のほど申すも畏きことである。物部大伴氏は武臣として世々朝廷に事へ、勇武の精神を發揚した。抑、武は妖氣を掃ひ、邪氣を遠ざけ、天地を廓清する所以のものである。特に我が國民の武勇は常に皇室を守護し奉り、國土、民人を安泰にする爲に發揮せられた。國民のこ

の武勇の特色を最もよく言ひ表してゐる武臣の歌に曰く、「海行かば水づく屍、山往かば草むす屍、大君の邊にこそ死ぬめ、かへりみはせじ」と。又「梓弓、手にとり持ちて、つるぎたち、腰にとりはき、朝まもり、ゆふのまもりも、大君のみかどのまもり、吾を措きて、また人はあらじ」と。即ちわが國民にありては武勇を勵む心と忠義を勵む心とは本來一である。なほ奈良朝時代に於ては、明御神と大八洲國所知天皇と申し、天皇を現世の御神と尊崇し、ひたぶるに其の下に事へ奉らんことを欲し、君の御爲には一身を捧げ奉らんとする思想がよく發達してゐた。偶道鏡の如き不軌の徒があつたけれども、遂に野望を遂げることが得ず、無道の人宜しく早

く掃除すべし」との神宣によつて忽ち芟除された。これ清麻呂によりて國民的信念が表現せられたのである。

## 平安朝以降

平安朝時代に入つては、桓武天皇の蝦夷平定の偉業があり、國民的統一が漸次確立して來たけれども、國家の綱紀の弛緩道德の頹廢を來し、藤原氏一門の檀權と驕奢は一層その傾向を助長し、皇室の尊嚴爲に傷つけられ、遂に鎌倉時代に於て武家政治なる變調を生むに至つた。然し一方外國との交際により國民的自覺も著しく發達した。菅公の語と傳へられてゐる「和魂漢才」は時の極端な唐崇拜の風を警戒したのである。此の期の中葉以後には文學、美術等に於て大いに國民的特色を發揮した事は注意すべき事である。

保元以還は名分頗る紊れた。特に政權が武門に移つてからは、武人大義に暗く、昔は昔、今は恩こそ主よとて其の直接仕へる所に忠を盡すを本意とする風も起つた。萬乗の君の上にもますことを全く思はなかつたのではないが、遂に承久の變、元弘の亂の如き國史上に一大汚點を殘す事件が発生するに至つた。其の下の武士の忠君の心に二つはなけれども、惜しいかな其の歸嚮する所を誤つたが爲に、其の忠も忠にあらず、其の義も義にあらず、遂にかゝる不祥を惹起した事は、歎きても餘りあることである。その間唯楠公は一門父子悉く義に赴き、以て名分を明かにし、北畠親房卿は戰鬪攻伐の間、神皇正統記を著して國體の淵源を説き、

大義の存する所を世に示した。戰國動亂の時代に入つては、皇室の式微其の極に達し畏き事のみ多かつたが、天祖の胤の統治し給ふ國體の根本は微動だもする事なく、信長・秀吉の如き大いに勤王の誠を致すものが出で、世人亦皇室に對する崇敬を新にするに至つた。

### 五 我が國民道德の發達

爛熟せる文化に伴つて道義の頽廢したのは、平安朝に於ける都の事であつた。質實な精神はなほ地方の士人の間に存し、鎌倉時代・室町時代を通じ武士道なる特殊の道德を發達せしめた。蓋し國民性の尙武の風に富み、大君の馬前

に一身を犠牲にせんとする精神が一道の活氣を得て士人の間に流行したものであつて、戦闘攻伐の間に心膽を練り、武術を磨き、言動を慎んで威儀を整ふる如き實際的修行の間に自然に形成せられたものである。徳川時代文教大いに開けるに及んでは理論としても説示せられ、武士道は一般士人たるものの道となつた。而して水戸義公、山崎闇齋、山鹿素行等前後に輩出して武士道の尊皇と一致すべきものなることを明かにして、武士道の精神は全く上古武勇の精神に復つた。明治維新も亦此の精神を體した武人の力に依る所が大いにある。

## 武士道の中心

武士道道德の中心とする所は素行のいつたやうに、義利

を辨じ氣節を尙ぶにある。氣とは何であるか、齋藤拙堂は「それ國は士あるを以てたち、士は氣あるを以て立つ。さてその氣は恥を知ると慾を忘るゝとより生ず、これ所謂廉恥の心なり」といつてゐる。蓋し一身を君に捧げて我が身を顧慮する慾心なく、汚名を恐れ、廉恥を尙ぶ時は、勇往正直の精神氣魄内に充滿する。節とは節義の事である。孔子の「事父竭其力、事君致其身」とは節義の大なるものであつて、すべての義務はこれから出づるのである。「弓箭とる身の習、かりにも名こそ惜しく候へ、敵を恐れて遁れたりといはれんは武士たるものの恥なり」とは早く既に源平時代武人の志操であつて、あな悪や、さしも不便にし給へる主を見捨て

て思ひもよらぬ尼公の供して上りたるよ」とは卑怯未練の士に對する當時世上の罵聲である。「假初にも表裏なる言行あるまじき」「たしなみ」は實に戰國時代の典型的武人の志操であつて、文道を知らずして武道終に勝利を得ざる事の如き精神と共に合體してこの氣節を正しきものにしたのである。氣節は我等今日の上に於ては利を去りて公に就き、各自其の職とする所に殉ずる精神である。斯くして彼等の實際的行として尙ぶ所は儉素質朴、かつ情に厚き行爲であつて、斯かる情操を修養した結果、洒落の風を生ずるやうにもなつた。明治天皇が軍人に賜はつた勅諭には、武士道道德を約して、忠節、禮儀、武勇、信義、質素の五とせられた。

こは獨り士人の道德たるのみならず、亦國民の守るべき道德である。

徳川期に於ける國體思想

次に國體觀念について見るに、徳川期に入つては學問が大いに進み、國體の研究が盛に行はれ、大義名分も亦理義の上から討究せられ、漸次國民意識に行き亘るにやうなつた。今これに貢獻した學者の一二を擧ぐれば、山崎闇齋がある。「孔孟兵を率ゐて來らば之を擒にせん」との言を以て異國崇拜の弊を罵り、門下有爲の士は盛に中國夷狄の辯をなして、我が國の優越を説き、水戸義公の「大日本史」の編纂に參して大義名分を明かにした。大日本史の精神は其の序「人皇基を肇めて二千余年、神裔相承け列聖統を續ぎ、姦賊未だ嘗て

覬窺の心を生ぜず、神器の所在日月と並照すとあるに依つて明かなる如く、尊王の大義の闡明であつて、徳川後期に於ては實際運動・思想運動として異彩ある發展をなすに至つた。又山鹿素行は卓越せる才識を以て史眼炬の如く、中朝事實を著して國體の精美・水土の精秀を説いて、國民的自覺を世人に宣揚した。我が國の古典を研究し、古意を探り古道を明らかにして、國體を其の真相から明かにしようとしたのは、多くの先驅者を承け賀茂眞淵を繼いで大成した本居宣長等の國學であつて、平田篤胤は更に之を發展せしめて、尊内卑外の説を激しく主張した。凡そ是等の思想は臆て國民意識に影響すると共に志士の實際運動を起し、幕府紀綱

の弛緩と外國の刺戟と相待つて、明治維新の大業となり、大義益、明かになり、名分いよく確定するに至つた。

### 六 報本反始

古語に「萬物は天に本づき、人は祖に本づく」とある。氣を天地に稟け、體を父祖から分受する。されば天地祖先のこゝととし言へば、人は何とはなく心に深く感動するものである。其の感動とは懐かしく思ひ親愛する心と、敬ひ尊ぶ情とである。この誠敬・親愛の情は發して祭祀としてあらはる。地球上到る處に神明及び祖先の祭のあることは自然の情已むを得ざるに出るのである。等しく祖先といつて

も直接血統的連絡の明かな血族的關係の祖先、及び同一種族に屬する故を以て共同的に仰ぐ祖先の二種類がある。前者を私的祖先、後者を公的祖先と稱することが出来る。公的祖先を崇敬することによつて民族は一體となり、私的祖先を愛敬することによつて一族一家は親睦する。蓋し本に反れば本より分れた數多のものは結合し、本に反らなければ、分れ、て遂に疎遠になり行くを免れない。されば人類が和睦親愛して生活するのは、其の生命の始に反り、本に報ずる心によるといふべきである。この心が發して祭祀となり、祭祀は又この心を養ふのである。祭祀の人生に於ける意義深長なりといはねばならぬ。

我が國民は報本反始の心が特に厚く、忠孝の道德もこれから起つて來る。傳によれば太古綿邈の世、天照大神は齋場を設けて祖先を祀らせ給ひ、神武天皇は禍亂戡定の後靈時を鳥見山に造つて皇祖天神を祀り、我カ皇祖ノ靈天ヨリ降鑿シテ朕カ躬ヲ光助シ給ヘリ。今諸虜已ニ平キ海内事無シ。以テ天神ヲ郊祀シテ大孝ヲ申フヘシ」と勅し給ひ、崇神天皇は特に神祇を尊敬し給ひ、天祖を大和笠縫の邑に祭り、大いに祭祀の典禮を備へさせられた。祀典は我が國家の大事であつて、中臣氏・齋部氏世々神祇の官となつたのも、其の由來する所は遠く天孫皇位を受け給うた時にある。神祇官が太政官の上に位したのも、祭祀は國政の根本であ



るからである。國土肇造に翼賛せられた神々、及び歴史上國家に勳功あつた群臣の靈をも、朝廷に於て祭らせられてゐるのである。而して報本反始の義は大嘗祭に至つて極まり、實に國家最高の典禮である。毎年行はせられる元始祭・紀元節・神武天皇祭・春秋の皇靈祭・神嘗祭・新嘗祭から祈年祭・月次祭に至るまで、皆國家・民人の生命の本に報い給ふ義に外ならない。

祖先に對する  
國風

臣下にあつても、昔時故家舊族は宗家の長が一族を率ゐて其の祖先を祭り、降つて武家の時代に至つても、總領がよく家の子郎等を統一したのは、祖先の餘烈によつたのである。今日民間に於て氏神・氏子の稱は古の遺風を傳へたも

のである。而して家々には神棚を造つて神々を祭り、佛壇を設けて家祖を祭つてゐる。年中行事の多くは神佛祖先の祭である。語に曰く、慎終追遠、民德歸厚とある。我が國俗が醇厚であつて、國民の一致團結が鞏固であることは、寧ろ當然と言はなければならぬ。

祖先崇拜の精  
神

抑、萬物は皆種から發する。種を離れることは即ち其の物の衰滅である。人も亦同様に、何等の種族にも屬しないものは一人もないのである。故に民族の存續による外人の生存する道はないのである。民族存續の道は如何といふに、民族を一大族とし、其の共同の祖を敬愛することによつて親和結合するにある。けれども人は只生物的に生

活せず、精神を以て其の生命とする。故に民族の存續とは民族的精神の存續の意である。この精神を失へば、生物的には生きても、人として生きることは出来ない。國祖を祭り家祖に反るは、其の精神を繼承して失墜せず、家國の本領を發揚するにあるのである。故に天皇が新に位に即かせ給ふ時には、大いに國祖を祭つて建國の精神に反り給ひ、家々事あるときは、又各、その祖先の靈に告げる。抑、精神こそ眞に生きたものであるから、生々發展して息まず、常に自ら時勢に應じて變化し、改善し、創造する。明治天皇の鴻業、大正の文物、昭和の聖代は即ち大和民族の精神の活動であつて、而して其の間古今一貫して渝らざるものが儼として存

する。これ眞に我が國の我が國たる所以である。

### 七 家族制度

家族制度は國に依りて異なる

家族は血族の結合で、人類社會團體中最も自然的な團體である。我が國に於ける家とは祖先によつてはじめられ、其の後繼者たる家長によつて支配せらるゝ、永く存續すべき團體を指すのであり、社會組織の基礎となつて居る。然し家族制度は國に依り夫々異つて居る。之は民族の性質と國體の異なる所が家族制度の異なる原因となるからである。民族が法度を立て國家を成すによつて家族制度も民族國家の制度となるのである。我が國の家族制度は、上古に於ては一定の職を世襲する同一祖先から出た血族團體

であつて、諸の部族に分れても常に族長によつて統率せられてゐた。中古に至つても族長は氏上と稱し、族人を一團として統率し、朝廷に事へ奉つた。其の後長年月の間にこの氏族制度は漸次崩壊して、遂に家長によつて率ゐられる家長家族制又は大家族制に變化するに至つた。

我が國の家族制度は職の世襲を伴つたものであるから、祖孫相承けて家族的精神を失墜しないやうに力めた。かの大伴家持が武勇を以て朝家を護る一家的精神を歌つた如きはこれである。遙か後世に及んでは、職の世襲は必ずしも一般的に行はれたのではないけれども、なほ家を豎に流れる生命とし、個人は其の間に出て其の存續を計り、其の

國民歴史と家族的精神

面目を維持すべきものと考へてゐた。この精神は忠孝一體の我が道徳と密接不離の關係にあることは、前課に照らしても知ることが出来るであらう。

家長家族制度

家長家族制に於ては、一家を代表するものは戸主たる家長であつて、家長の地位は長子がこれを繼いで、家産を相續し、家具を保管して祖先の祭祀を司る。而して家長は家系を繼承し、家産を保有し、子弟を教養して祀を絶たざるやうにすることを其の最大義務とするのである。

近來經濟組織の著しき變化につれて、家族員は散じて職を四方に求め、或は父母故郷を離れ、或は家長と別れて夫婦子女を以て小家族を營むやうになつた。蓋し時勢の變化

時勢と家族制度

は最早職の世襲、郷土の住居、全家族員の同居を許さなくなつた。子弟は各、其の能に従つて職を擇び、或は國外に出て家を営まねばならぬことがある。けれどもこれを以て自ら全く新に家を立てるものと考へ、或は自己の幸福を得るのみを家族生活の目的と思つてはならぬ。斯の如くなるは祖先以來の家を興し、これを公にしては國運の隆盛に貢獻する所以なのである。凡そ分合移動は形ある生活の免れざる所である。只精神は住所を異にし、古今を隔つてもよく一なることが出来る。故に時勢と共に家族の組織は其の形を異にしても、其の固有の精神に至つては毫も變ずることはないのである。

凡そ徳義の根本は私に克ち私を忘れるにあることは古來の教訓である。其の故は我が身は我自らが造つたものではない。今日の生活は我自身の力によつて營まれるものではない。家があり、父祖があり、又大にしては國家がある。故に一身の幸福を去つて家國のために盡し、家國の存續繁榮を計るのは人の人たる所である。夫婦を以て一家を爲すものも、決して只二人の幸福のためのみではない。夫婦があれば子女がある。子女があればこれを教養しなければならぬ。蓋し我等自らもまた父母の教養によつて今日あるを得たからである。故に

男女は人倫の大なるものであつて、父祖から承けて子孫に傳へ、以て我が民族の生存を全うし、以て人類の文化に貢献するのである。家族を以て只夫婦相互の愛情を満足せしめるものと考へるのは、これ己の本を忘れ、恩澤を知らず、大なる生命のために生きることの出來ないものであつて、殆ど人といふに足りないものである。

### 八 明治時代の道德思想

明治維新は國民生活の全般にわたつて劃期的の變革を生ぜしめた大事件である。即ち維新の大業の成就されたことによつて、忠道は常軌に返り、大義名分は再び明確にな

維新の精神と  
其の發展

つたと共に、郡縣制の制定に伴ふ中央集權によつて國家的統一を固くするに至つた。而して大政の精神は五箇條の御誓文に示されたやうに、上下一致して經綸を行ひ、知識を世界に求めて大いに皇基を振起し、舊來の陋習を破るにある。此の精神は着々として實行せられ、舊來の政治様式を改めると共に、男子の結髮、佩刀等の風俗は盡く廢止し、四民の差別を撤廢して國家生活に於て國民を平等に見る等、大なる改廢を行ひ、盛に西洋の文物を輸入して新な國民文化の建設に努力した。これ今日の盛世を生むに至つた因由であつて、從來の武士の專制を抑へ、庶民の自覺を促し、壓抑された民心をして大いに舒暢發興せしめる所があつた。

けれども餘りに改革に急なりし結果、放肆の習を馴致し、加ふるに滔々として潮の如く流入した西洋の物質文明は一部國民の間に著しく唯物實利の風潮を助長すると共に、極端な歐化心酔者を生じて、西洋の事物とさへいへば、悉く新であり善であると考へ、泰西文明を學ぶのには折衷調和の如き緩漫な手段では間に合はぬ、宜しく先づ言語文字をも西洋の風に改むべきであるなどと唱へ、更に「泰西人の血液を以て日本人種を改良すべし。日本舊來の事物は之を一掃すべし」などいふ極端な主張をなす者すらあるに至つた。當時西洋文明の紹介者として重要な地位を占めた一人は福澤諭吉である。實利主義の英米思想を紹介し、獨立自尊

の四字を標榜し、自活自立を貴び、個人の思慮判別を重んずべきことを主張した。されど他の一面には固より我が國體の特色を忘れず、帝室の尊嚴と神聖に依頼して社會に於ける諸の對峙を調和すべきことを説いた。

反動思想

此等極端なる歐化思想に對して、自己の本を忘るゝが如き輕舉を憤慨し、我が國固有の思想に還りて道徳の大本を樹立すべきを叫ぶ識者もあつた。西村茂樹は邦人が西洋學術の精密なると、其の國力の強盛、國土の富饒なるを見て、漫然これに心酔し、其の長短適不適を辨別するの識見なきを痛嘆し、民族と歴史を異にする西歐の文明はその儘採り用ふることを得ず、特に風俗習慣の如きはこれを彼より此

に移すべからず、すべて彼我文物の異同來歴を辨じて而る後取るべきは取り取るべからざるは取らず、大體東洋道德を根本として西洋の技術はこれを取るべしと主張した。

### 九 現代の道德思想

西歐文化を攝取して我が國本に培ひ、以て政治・經濟・軍事を整備擴充し國民生活の進歩發展に力めたことは明治時代を蔽ふ一般的特色であるが、其の發達に一時期を劃したのは日清戰爭である。東洋平和維持の爲に戰端を開くや、舉國一致して國難に赴き、連戰連勝以て光輝ある勝利を得た。これは我等の胸中に潛む、日本の精神が斯の國難を機

國民自覺の成立

縁として其の力を發現したのである。而してこれは又國民がその自信力を一層強くする機會となり、更に一段の努力によつて國力の發展を計り以て世界の大國に伍するに至ることは必ずしも難事にあらずとの希望を懷くに至つた。かくして潑刺たる元氣が國中隈なく充ちわたり益、國力の充實に向つて勇み進んだのである。この自覺の部分の現れとして日本主義の名を掲げて國民生活の指導原理とすべしとの主張もあつた。しかし元來思想の多端はいつも免れないものであつて、當時他の一面本能満足主義といふ如き輕薄なる説が理論的な衣を假裝して多少世に唱へられ出した。

國民自覺の進  
化

日露戦争の結果、内にあつては國民は我が國力は歐米諸國と角逐して決して劣るものにあらずとの自覺を確め、外にあつては諸外國は我が國の優秀なる國際的地位を認め、眞に世界の一大強國となつたのである。しかしすべてよき事には又惡しき事の伴ふは免れ難き習であつて戦後經濟の變動に伴つて起れる投機、奢侈の風は滔々として俗をなし民風をして著しく輕佻浮薄に赴かしむるやうになり、これに乗じて自然主義の思想が或は文學として或は思想評論として出現してこの風を助長するの觀があつた。明治天皇は深くこれを憂ひ給ひ戊申詔書を下して、戦後日尙淺く庶政更張を要するの時に於て上下心を一にして忠實

業に服し勤儉産を治め、信義の俗をなすべきを教へ給うた。一方思想界に於ても精神生活の眞理を説くものも出て、又我が國民道德の特質を論じ、國體の根本を明かにして其の優秀を力説するものも出た。こゝに於て國民の道德思想も大いに其の歸趨を得、國民の行動も略ぼ中正を失はざるに至つた。

歐洲大戰以後我が國は國力に於て世界強國の列に入り、文化の進歩、産業の發達亦歐米諸國に比して左程劣る所なきに至つたが、戦後經濟の變潮時に於ける投機射利の風に伴つて起れる奢侈浮華の風は深く人心を毒し、産業狀態の擴張と其の組織の變化に伴ふ労働爭議は頻發し、詭激の思

國力の増進と  
危機



想又これに和して民心を險惡に導いた。こゝに於て國民精神作興詔書の煥發を見るに至つた。詔書の御趣意は國體を固くするの道は道德を尊重し國民精神を涵養振作するにあり、宜しく人倫を明かにして親和を致し、公德を守りて秩序を保ち、責任を重んじ節制を尙び、忠孝義勇の美を揚げ、博愛共存の誼を全うすべしといふことにある。斯く國民生活の重大事に際して天皇は詔書勅書を發して國民を戒め、中正の道を示し、道德の尊重精神の振作を圖り給ひ、國民は聖旨を奉戴して世に處し事を行ふの規準を得ること、は實に我が國の特色とする所である。故に民心の歸趨と生活の方向とが常に歴代聖帝の大御心によりて其の正し

きを得ることは深く注意すべきことである。

現代に處する  
覺悟

今や産業組織の變革と經濟事情の變動につれ資本對勞働の關係の緊張より生ずる諸問題は頻發し、中には或は國體に反するが如き思想もある。かくては社會に不安の氣を醸して國民團結の弛緩を來す懼れなしとせない。又舊來の家族制度も其の維持を困難ならしむるが如き社會事情となり、國民道德の實行と國體維持との上に大いに考慮すべきことがある。此の際我等は深く反省して國本の培養に一層力を用ひ、精神を剛健にし思想を中正にし、實行を確實にして民族の將來、國家の前途につき自ら任ずる所がなければならぬ。これ次の時代を背負はんとする青年

の有つべき意氣である。

### 一〇 思想問題

現代思想問題  
の根柢

現代人の思想を動かす問題の多くは在來の社會秩序、傳統的の思想に不満を懷き新しき秩序と道德を求めんとする要求の表現であると言つてよいが、其の中には懷疑的、反抗的なるものもあり、又甚だしきは破壊的なるものもあり、或は放肆的、享樂的なるものもある。而して此等の相違を來す根柢には人生觀の相違も横はつてをるが、又西洋より入り來つた自由平等思想に對する見解の相違といふことも與かつて居る。

思想問題生起  
の原因

原始人類社會に於ては個人の行動は其の社會の傳統習慣によつて律せられ、社會の肢體たる個人は無意識的に其の部落の習慣と一致せる生活をなした。社會の習慣に反き、一般的生活形式に外れた主張を爲し、個人の任意なる動作をなすは却つて文明社會の人士に存する。これ原始時代に於ては個人意識未だ發達せず、自覺の乏しきに由るのであるが、又個人は本來其の種族の生活と一體であるといふ眞理を距ること遠からざる趣もある。然るに人智が漸く發達して自己意識が現れて來ると自己と社會との對立する所に着目し、單に社會的風習の故を以てこれに順ふを肯んじないやうになる。今日の思想問題も一般的には

この邊に生起の原因を有するもので、人類の發達上自然起ることであり、必ずしも不健全な思想であるといふに限つては居ない。特に現代の思想問題は生活事情の變遷のため、從來の社會制度が實際生活に不適當となり、従つて社會の秩序に弛みが出来、其の隙に乗じて人間が其の私を主張し、或は外來思想の影響を受ける等から起つたものもある。又近代文明が生活の物質的方面に偏して發達した所から精神を忘れて、物質的満足を只管追求することに起因するものもある。かゝる原因から生じた思想の中には往々過激に亙り歴史・國情を無視する如きものもあるやうになつた。

近代的文明の發達が主として科學の應用による自然界の征服と、それに伴ふ産業の大改革に起因することを強く認識せる者は、社會進歩の原動力は物質的生産力のみにあるかの如く速斷し、法律・政治・道德・宗教の如きものまでも經濟の力によつて左右せられるものであると主張するのである。而して經濟關係が原因となつて社會の階級は生じ、此等階級相互に經濟的に鬭争を繰返へすのが人間社會の歴史であると誤り考へ、現代の社會組織と社會秩序は有産階級の便宜なるやうに設立せられて居るから、先づ私有財産制度を除いて社會を一變すべしと主張するものもあるに至つた。

斯く物質のみを見て精神を見ざる誤れる思想と共に又自由と平等についての誤想も多い。自由とは先づ他人及び社會の強制よりの自由を意味し、次に經濟上自利的に行動するに於て何等束縛制限あるべからずとなして自由競争主義を取り、次に又道德的風習制度より自由となりて放肆の行動を爲すことを敢てせんとする。此等は個人主義・利己主義・利己主義・享樂主義等とならざるものは稀であつて、かく道理と秩序に背ける似而非なる自由の行動はやがて社會を攪亂し他人に迷惑を及ぼし一身を誤るに至るのである。すべて眞の自由は道理と法則に従ふによつて得られるのであつて、放縱は却つて最も不自由なるものである。

る。法則の敬ふべきを知るものが眞に自由に目覺めたものである。次に又平等といふことを誤り考へて社會に於て萬人は上下尊卑の差別無きものたるべしと言ふものもあるが、これは大いに社會成立の道理に違ふのみでなく又甚だ人性の自然に背けるものである。家にあつて父子兄弟の順序は勿論のこと、社會にあつて師弟・長幼・男女等の倫理は皆人性に本づき人間社會的生活の根本的制約である。凡て廣く社會に於て人各其の地位に居り其の職分を守り、秩序差別あるによりて生活を營むことが出来るのである。眞の自由平等とは何人も各その所を得、其の生を遂ぐるにあるので、社會改良の眞意はこれを妨げるが如き事情を排

除することを力めるにある。故に秩序を破壊し、上下の別を否定することを平等と思つてはならぬ。彼の悪平等を唱ふるものは人性の眞理と社會の本質を知らず、却つて社會を紊し人性を傷つけるものである。凡そ何事によらず分と秩序とを超えこれを破壊せんとするのは其の意既に正しいとは言はれない。従つて善良な結果をそれより得ることは到底望まらるべきものではない。

自他共榮

或は又人間を只衝動のまにまに行動すること禽獸と異ならぬものと思ふものがあるが、これ亦明かに人性の眞を外れた考である。人の人たる所は正しく理性を以て本能衝動を制御するにある。飲食の衝動に驅られ、利欲に目くらみ、權勢を貪るなど人の最も恥づべき所である。却つて社會共存の理と同胞親愛の情とを以て此等の私欲に克ち自他共同の幸福を計るべきである。

思想問題の歸趣

一般的に言へば思想は一にすべく又一にすべからざるものである。一にすべきは眞理は一であるからである。一にすべからざるはそれが萬機に現れるものであるからである。只よくこの趣を了解し、さへすれば説が異なつてゐても、歸一する所を知つてこれを調和せしめることが出来る。只一箇の説を以て全體を遍く現すことは困難である。茲に種々の思想が起る譯である。東から見て説を立てたことを知らないで、西の立場からこれを求める如きは

不合理である。凡そ一國の成立の仕方は他國の成立の仕方と必ずしも同じではない。従つて國々の諸の思想もいろいろである。それを強ひて同じやうにしよつとすれば一國の一國たる所以を失ふに至るであらう。故に外來の思想は細心に吟味して取捨を過つてはならぬことは歴史の教へる所である。彼の國にあつて是とすることも、必ずしも我が國に是なりとは限らない。一の社會に妥當なもの、必ずしも他の社會に穩當な物とは限らない。これ最も辨へなければならぬ所である。

## 二 社會問題

近來社會問題といふものが我が邦にも喧しくなつて來た。これは近世社會生活の變動によつて從來の社會組織が維持せられ難くなり、從來の社會制度のまゝでは種々缺陷ある所より生ずる問題であるが、かく變動を起した中心勢力は産業の變革にあるが故、従つて社會問題と言へば主として經濟問題に聯關するもの、特に資本と勞働との關係より生ずる勞働問題を指していふ。

近代社會の經濟的生活の最も顯著なる特色は生産手段を有しこれによる利得を以て生活する資本家と、生産手段

を有する事なく専ら勞銀を以て生活する勞働者との對立である。この對立から勞資相互間の契約による勞働時間・賃錢失業等につき幾多の問題が生じ、これを解決せんとする爭議の頻發は、兩者の關係を益險惡ならしめ、遂には資本家と勞働者とは利害の相反する二階級たるの觀を呈し、互に鬭争を以て各其の利を獲るの武器と考へるものが多くなつて來た。

## 争と道德

かゝる鬭争觀に立つ人は大いに誤れるものと謂ふべきである。蓋し資本家は富の力により、勞働者は團結の力を頼んで罷業怠業等の手段によつて争ふときは、落着點は其の時の兩者の力の強弱によつて定まるが、力の強弱は絶えず變動するものであるから、一旦の妥協の如きは忽ちの間に破れ、再び争を新にし遂に鬭争の盡くる時はない。而してこの間に於て雙方共に不幸を受くるのみならず、國家産業の不利この上もなく、社會に不安を與へ、嫉視と憎惡とは遂に民族結合の弛緩をすら招來するに至る。たとへ法を設けてこれを解決せんとしても法は萬能のものではなく、情に於て服せざる間は兩者共に種々の力と手段とを以て法を自家に有利に利用し、又は改めんとし、永久に社會に不幸を齎すに至る。故に勞資問題を力を以て解決せんとする態度はこれを更めねばならぬ。

抑、力と力との抗争は徳によらなければ和することなく、

利と利との衝突は義によらなければ解けないものである。徳とは忠恕の心、己を推して人に及ぼし、他の境遇に身を置いて其の實情を知つて彼の福利を増進し、困苦を除き、其の樂を共にし、其の憂を分つやうにする心である。義とは公平正義の態度である。勞働乃至技術の生産に貢獻する諸點を周細精密に計量して分配を公平にし、資本と經營が生産に缺くべからざるを正しく評價してこれを尊ぶのが即ち公平正義の態度である。この心この態度を以て相互の關係を結ぶのでなければ社會の融和は決して望まれない。故に西人も社會問題は經濟問題にあらずして道德問題なり」といつてゐる。

勞資の問題は富を中心として起るが、富は徳義を根柢とするのでなければ其の運用が社會に害毒を流し自己を傷ふに至る。資本家の蓄積せる富が驕奢の資となつて世人の指彈と嫉視とを買ひ、又勞働者の多額の賃金と時間の餘裕とは適社會の風紀を害するが如き結果に導く場合もある。古語にも「徳は本なり財は末なり」と云つてゐる。仁恕を以て相接し、公正を以て頒つによつて勞資は和合し生産は益多くなり、従つて雙方利する所多くなる。而して得たる財は其の用を慎むに由つて社會は繁榮し國家は隆昌に赴く。故に道德は社會問題解決の根柢である。人或はこれを迂遠の道なりといふかも知らぬが、遠く見えて却つて



近いのである。よし又迂遠であつたとしても正道であれば踏み行くべきものである。

事物は相依りて存す

すべて事物は相依りて存する。「人は神の加護によつて榮え、神は人の崇敬によつて威を益す」とも言つてある。官は民に養はれ、民は官によつて安んぜられる。醫師は患者を治療し、患者は醫師を養ふ。或は親は子女を育てて樂みを得、子女は親によつて生長する。夫婦は相依り、朋友は相扶ける。勞資協調して事業に當るに依り、生産は増加し國は繁榮に赴く。勞資は相和すべきものであつて相争ふべきものではない。すべて争ふのは利害が相關するからである。若し互に相關する所がなければ何も争ふことはない。故に争ふものは其の實和すべきものである。

### 二三 婦人問題と結婚

婦人問題

現代思想の底を流れてゐる自由平等の思想は其の一表現として婦人問題を起して來た。其の言ふ所は現代社會は男子本位であつて、女子は隸屬屈從の地位にある。男女の權利を平等とし其の相互的支持に依つて合理的社會を實現せなければならぬと論ずるのである。この思想はやがて政治上・社會上・教育上・經濟上に於て諸種の要求を提起して來た。蓋しこれ文化の進歩に伴うて婦人が自覺せると、識者の指導と、經濟上の事情の變化等が其の因をなせる自然の要求であつて、歐洲大戰以後に於て、此等諸種の要求

は漸次實現せられるやうになつた。

近時經濟事情の變化につれ、婦人の中には從來の如く單に家庭に留つて家事に専念することが出来なくなり、社會に出て職を求め、勞役に従事する者もあるやうになつた。かつ從來男子のみが従事してゐた職業も、婦人の手によつてなされるものが少くない狀勢となり、茲に婦人職業問題が起り、それと共に女子は身體の性質上、此等社會的勞役に於て保護を要するといふ婦人保護問題が社會問題の一として眞面目に研究せられるやうになつた。

文化の進歩につれて婦人の識見も亦向上し、生活上諸種の修養をなす必要が生じ、茲に婦人も亦男子と同様の教育

を受けの必要があり、又受ける権利があると考へ、高等教育機關の解放を要求するやうになり、又國政に參する権利をも要求し、婦人にも男子と同様に選舉權と被選舉權とを與へよと要望するに至つた。かくして婦人教育問題、婦人參政權問題は現代社會の重要な問題となり、列國共に漸次之を承認する傾向である。凡そ此等の要求は人類生活上必然起るべき事であるけれども、事には自ら次第がある。急激なる社會變革は却つて秩序を紊し、生活の不安を招くに過ぎざるに至ることがある。特に婦人が外的事件に奔走して其の本來の天職たる齊家の本務を厭ひ、我が國固有の婦徳を失ふが如きに至ることは斷じて許すべからざる

事である。

男女の關係には儼たる道義の支配するものがある。抑、結婚は一夫一婦制を儼たる法則とする。夫婦の情義は人生上に重大なる意義を有するもので、男子は其の妻を妻とし、其の行ふべき道を實行することに依つて夫としての人格を成し、其の生じた子女に民族の精神的遺産を繼承させ、發展させようとの崇高な任務を果す地位に在る。結婚に於て趣味の一致、教養の一致の如きはそれ〴〵条件の一ではあるが、決して根本的のものではない。すべて末葉を主としてこれを根本であると誤信する者は、輕々しく結婚して、さて淺薄な愛情の消失した時には幻滅を感じて別離し、

人畜を分たぬやうな結果に至ることがある。宜しく夫婦の道の根原を考へ其の眞理を發揮して人類崇高の任務に參ずべきである。而して斯くする方途は一己の感情に依ることなく、父母の意見を聽いて定め、儀禮を以て其の形式を整へるに在る。これ結婚の正道である。淺薄な感覺から來る一時的愛情に驅られて結婚するが如きは排斥すべきである。斯かる夫婦は夫婦生活の根本に依る事が少いから、多くは終を完うし得ないのが常であつて、延いては一生不幸の本となる。「好き連れは泣き連れ」とは此の眞理を道破した語である。

純潔

結婚の眞理以上の如くである。故に結婚前に於て各自

は純潔でなければならぬ。純潔な夫婦に依つて始めて民族的生命は清らかに永久に持續するのである。不純な動機の下に於てなした結婚は互に他を欺くものである。況して彼の婦家の資産を指して婚を求め如きは男子の意氣を折り己を屈して婦の奴隸となるものである。一代の富豪河村瑞軒から囑望された時、決然之を謝絶した新井白石の態度に鑑むべきである。

### 一三 財産の倫理

財 産

財産とは自己及び家族の心身の生活を支持し、發達せしめるに必要な物資の所有を言ふのである。人が世に處して其の生を遂げ、其の所を得るが爲には、其の用に供すべき相當の物資が必要である。蓋し財産は個人の自由活動の必要上、人格成立の條件として必須缺くべからざるものであつて、人類生活に財産の發生した理由も亦ここに存し、國法が個人の財産を保護する理も亦此處に在るのである。

財産の尊重

我が國古來の通用語である「身上」といふ語は、農家の田圃・

穀倉米穀・勤勉の如き、商家の金銀・貨物・商才の如き、武人の世祿と武士的修養の如き、其の人に特殊のものであつて、同時に財産となるべきものを指すのである。故に農民は世襲の田圃山林を失はないことが其の家格を維持し、人格の獨立を得る所以であつて、武人は世祿を失はず、武士道の修養を怠らないことが家柄・人格を尊重する所以の道であると考へて大いに財産を尊重した。時勢の變遷の甚だしい今日に於てもこの意味の身上、即ち其の人特有の心身の能力が其の人の財産であるといふ觀念を以て之を尊重する。故に他を侵してならぬことは古も今も同じであつて、彼の世間が尊重する金銀の如きは、斯かる身上を成すに必要な

物資であるけれども、其の多寡は人格の評価に大なる關係のないことは當然の理である。

## 財産の價值

然るに人は其の生活に必要な物資を不當に尊重する結果、我利我慾を事とし、鬭争を起し、貧富の差は愈、大となるに至るや、其の弊の極まる所を懼れて各人の財産を共有にし、之を平等に分配しようとするが如き主張が現はれるようになった。其の主張の理由として、原始時代の人類は私有財産を有せず、すべて財産は共有であつたといつて、其の時代に復らうとするものもある。蓋し原始時代に於ては地廣く人乏しく、且各人の自己意識がまだ低級であつたから、自己に特有な力を覺る事もなく、特有な力を發揮するに必

要な財産を要する事もなかつた。故に此の時代は財産は共有であつたといふことは當らない。共有とも私有とも未だ分れない状態にあつたといふのが至當である。文化の發達と共に個性化が盛となり、ここに個性の活動に必須な物資を必要とし、又子孫を顧慮することから財産を必要とするに至つたのである。これが人性の自然であつて、彼の私有財産を否定しようとするのは原始時代に復らんとするものであつて、人性の自然に背くものといはねばならぬ。殊に現制を呪咀して過激の手段に訴へようとする如きは、社會の秩序を紊し生命を傷つける賊である。

## 財産の使命

個人化に伴つて財産は生ずる。故に大なる力量を備へ

たものであつて始めて大なる財産を獲得する。然しながら、翻つて自己及び父祖が財産を得た因由を考へねばならぬ。それは天然の資源を利用したものであつて、一に天の恩恵に依るのである。又衆人の共力と國家の保護のない所に如何にして財産が構成せられるであらうかと考へねばならぬ。個人の私有財産は國家の財といふ共通のものの上に定められてゐる部分であつて、其の成立には衆人の力が與つてゐる事を覺るならば、必ず之に報いる所がなければならぬ。國から預つた貨財の番人とも心得て、自己の人格の獨立と向上を圖ると共に、民族の繁榮福利の爲に有利に使用する所に財産の使命が存する事を忘れてはならぬ。

## 一四 自然法と道德法

法則

古語に「物あれば則あり」といへるが如く、萬物には皆其の法則がある。而してその法則を大別して物理的法則・生理的法則・心理的法則・倫理的法則とすることが出来る。尙是等の法則は思想によつて得られたものである以上論理の法則の支配を受ける。

物理的法則

物理的法則とは廣く物質界に行はれ、天體并に地球の構造及び運動、地上の物理現象及び化學作用に於て行はれる法則であつて、星學・地學・物理學・化學等自然科学の研究する所である。而して數學・力學は此の研究について缺くべからざるものである。

生理的法則

生理的法則とは生物有機體に具はり、すべての動植物の生活機能を司配する法則をいふのである。而してこの法則の行はれるに隨つて物理的法則も行はれる。生物學及び生理學は此の法則を研究する學問である。

心理的法則と  
論理的法則

心理的法則は心意作用の行はれる法則であつて、感覺・知覺・衝動・欲望・感情・思惟・意志等はこれに従つて活動する。鳥獸にも幼稚な心理的活動は見られるけれども、人類に至つて大いに發達してゐる。而して心理的法則が行はれるに伴つて生理的法則も行はれる。此の法則は心理學の主として研究する所であるけれども、又社會學・其他凡そ人事

に關する學は多少の程度に於て此の法則の知識に關しないものはない。又物理現象・生理現象・心理現象を研究して其の法則を知るのも一種の心理作用であつて、これを思惟作用といふ。此の作用は又おのづから其の法則を有する。これを論理的法則といふのである。故に上に述べたすべての法則の知識は、論理的法則によつて行ふ思惟の下に得られるものである。

法の二大別

論理的法則及び次に述ぶる倫理的法則を除いては、他の法則はすべて自然的法則と稱することが出来る。これ物理事象及び生理現象は勿論、心理現象もおのづから生起して、努力勉勵を俟たずして、皆天然自然のものであるから

ある。心理現象は必ずしもおのづからに行はれず、従つて其の法則は自然的法則の如く思はれないであらうが、欲望が動き、感情の發するのは草が生じ、水が流れるやうに自然のものである。然るに論理的法則は斯る自然のものに存する法を發見し構成する思惟作用の従ふべき法則で、倫理的法則は人間意志行動の従ふべき法則であつて、自ら彼の自然的法則とは異なるものである。

心理的法則と  
倫理的法則

聲を聞き色を見る等の知、食を求め安逸を欲する等の欲、喜び・悲しみ・怒る等の情は人畜に共通である。抑、人に自然に起るものは衣食の欲、財物獲得の欲、名譽の欲、權力の欲である。又男女の欲、親子の愛着、同種族愛好の情、廣く人類相



親しむ社交性、鳥獸草木を愛する情がある。更に又好奇心  
 或は知識欲といふべきものもある。凡そ此等は皆外物に  
 接し、刺戟に應じて自然に發することは火の燃え葉の伸び  
 獸の走ると一樣である。故にこれは人の自然ともいふべ  
 きものであつて、人と人との關係上其の働きやうによつて  
 善にも惡にもなるものである。其の自然に行はれる法則  
 を心理的法則と稱し、其の善惡を分別する標準を倫理的法  
 則と稱する。

倫理的法則

倫理的法則とは意志及び行爲の従ふべき法則であつて、  
 これに従ふのは正善であり、これに背くのは邪惡である。  
 此の法則も人間に固有なものであつて、即ち本心又は良心

に具はつてゐるけれども、順當に精神が開發せられなければ、  
 動もすればこれを認め難い。これ感情・欲望の發動の爲  
 に心が混亂される爲であつて、又道德的修養の必要な所以  
 である。感情・欲望が心理的法則に従つて如何様に發動し  
 ても、それに頓着なく良心は其の發動の正邪善惡を判斷す  
 る。而して我等は此の判斷に従つて、正善を取り邪惡を捨  
 てる自由を有してゐる。然し此の自由は用ひれば得られ、  
 用ひなければ得られない。故に欲が動き、情が發するやう  
 におのづからに得られるものではない。努力勉強して精  
 神を奮ひ起して始めて行はれるものである。これ後者が  
 自然的法則と趣を異にする所である。愛着の情などが自

然に起るのを、故意でなく天然に生ずるものであるから、只天然に委す外はないといふものは、只自然物のやうに生活するものである。如何なる欲望・愛着も、これを良心の法に照して取捨する自由精神を興すのはまさに人の人たる所である。

良心

意志は倫理的法則に従つて正善となる。而して其の意志は心理的法則に従つて動き、それが發して行爲となるものであつて、其の動作は生理的法則に従ふのである。此の動作の外界に現はれて物を處理するとき、物理的法則が行はれる。故に良心は倫理的法則の下に一切の自然的法則を用ひて道德を實現するものである。

### 一五 道德的感情

道德的感情

人間の種々の欲望とそれに伴ふ愛憎喜怒等の感情とは良心の示す所に従つて倫理的法則に違はないやうに働くべきことは既に述べた所である。然るに人間にはかの欲情を或は制し、或は導きて倫理的法則に一致せしめる特有の感情がある。此等を道德的感情といふのであつて、即ち惻隱の情・羞惡の情・感謝の情の如きはこれである。

惻隱の情

惻隱の情とは他人の境遇を思ひ遣つて氣の毒に思ふ情である。己を推して人に及ぼし、樂を共にし憂を分たうと

する恕の心も亦これに外ならない。孔子は「君子の道四あり。丘未だ一をも能くせず。子に求むる所を以て父に事ふる事未だ能くせず。臣に求むる所を以て君に事ふる事未だ能くせず。弟に求むる所を以て兄に事ふる事未だ能くせず。朋友に求むる所を以て先づこれを施す事未だ能くせず」と曰はれた。これ即ち恕の工夫の難きをいへるものである。只己のみが欲し求めたならば、不正な行爲ともなつたであらうに、誰も同じく欲しいのであらうと思ひ遣るときは、彼我を全うする事が出来る。財貨を好む欲は往々不正・邪惡に人を導く。然しこれを推して人に及ぼすときは正善に赴く。孟子齊王に仁政を説いたとき、齊王が「寡人貨

を好む疾あり」といつた。孟子はそれに對して「昔周の公劉は貨を好みしが、人情皆かくの如くなるべしと察して大いに人民のために盡力して一國を富ますに至れり。王若し貨を好むも百姓とこれを同じくせば王に於て何か有らんといつた。公劉は貨を好んで民を富まし、紂王は貨を好んで天下を失つた。等しく貨を好みながら、結果はかくの如く違ふのは何故であらう。これ全くこれを恕すると否とによるのである。恕の用また靈活なりといふべきである。故に孟子は又「トシテガ老、ホシ及、トシテガ人之老、トシテガ幼、ホシ及、トシテガ人之幼、トシテガ天下、トシテガ可運於掌」といひ、故推恩足以保四海、不推恩無以保妻子、古之人所以大過人、無他焉、善推其所爲而已矣」といつてゐる。

禽獸は恥を知らない、唯人のみ恥を知つてゐる。かの食を乞ふものは既に恥を忘れたもののやうであるけれども、若し犬猫に與へるやうに投げ與へるならば、覺えず憤然として去るであらう。其の覺えず憤然たるは本心の發露であつて、食を乞うて歩いたのは本心が曇つてゐたのである。孟子は「羞惡の心人皆これあり」といつてゐる。彼が若し其の憤つた心を擴充するならば再び乞丐兒にならないであらう。利益を貪ることを誇示するものはなく、却つてこれを隠すのは之を恥ぢるからである。卑怯なものも卑怯を恥ぢる。凡そ恥ぢるのは人がこれを知ることが恥ぢることであるから、恥は社會的感情であつて、名譽體面の感情と一

類である。

偽善は最も恥づべきことである。ところが善は偽つても惡を偽らないのは何故であらう。この心を察すれば偽善は大いに恥づべきものであることがわかる。語に「恥を知るは勇に近し」とある。恥づるが故に利欲に克ち、怠惰に克ち、怯懦に克ち、生命の欲に克つのであつて、これが眞の勇である。而して義は勇によつて行はれ、勇は義によつて長ずる。故に恥を知るは義に進む所以である。孟子も「羞惡の心は義の端なり」といつてゐる。

恥づべきもの  
恥を知ると共に又如何なることを恥づべきであるかを知らねばならぬ。蓋し恥づべきことは多いけれども、特に

各、恥づべき所がある。それは武人は卑怯を恥ぢ、官吏は貪欲を恥ぢ、學者は無學を、技術家は工に拙なるを恥ぢる。信用を失ふのは商人の恥とする所、勤儉の徳を缺くのは農夫の恥とする所である。又男子は剛ならざるを、女子は柔ならざるを恥ぢ、長者は寛ならざるを、幼者は順ならざるを恥とする。故に恥は人をして地位・職分を知らしめ、自家獨特の面目を重んぜしめる。然し世には恥ぢるに足らないことを恥ぢて一身を誤るものが少くない。孔子も「惡衣惡食を恥づる者は未だ與に議るに足らず」といつてゐる。恥の情もまた修養すべき方面が多い。

感謝の情

恩を知つて感謝する心は誰にもある。一擧手・一投足の

勞も親切の片言も感謝するのである。若し此の心を擴充すれば、天地の間何物か感謝に値せざるものがあらう。日の照らし、雨の霑ほし、草木の長じ、鳥獸の飛走する、我に何の功德かあつて此の樂を享けることが出来る。行くに路あり、渡るに橋梁あり、居るに屋あり、食するに米麥がある。父母に養はれ、師に教へられ、國法の保護を受ける。我の今日あるのは皆他の賜である。賜とは何であらう。草木は自然の道に従つて生長し、人は各、其の職に盡して橋を架し家を築き耕作をする。親は子のために勞苦し、師は生徒のために教育し、すべて國家社會の中にあるものは各、己の分を盡すことによつて國法は維持せられる。而して我等は此

の中にあつて始めて生を遂げられる。故に我もまた我が分を果すのが報恩の道である。子としてはよく親に事へ、學生としてはよく學業を勵み、臣民としては君國を念ひ、國法に遵ふべきである。これを感謝を交ふる道と考へずして、只交換賣買の事のやうに思ふのは、今日の幸福に狎れて足ることを知らないからのことである。飢渴したことがないから、一碗の飯の有り難さを知らない。父母が常にゐられるから、父母の恩に氣付かない。學校が常にあるから其の惠澤を覺らない。昔子路は我が家が貧しくて米を百里の外に負うたことがある。父母の歿後、富貴の身となつて衣食豊になつたが、このとき又親のために米を負はうと

欲しても出来ないといつて歎いた。凡そ人欲が增長すると恩を感じなくなる。これを恩を知らずといふのである。恩を知らなければ禽獸と別つ所はないのである。

一六 古今の教訓 一

我が國は皇祖天神の開かれた所である。即ち皇祖天神が國土を肇造し、民人衣食の道を開き、忠孝の教を立てて國基を定め給うたのである。故に國は神胤の有であつて、國民は天皇の赤子である。歴代の天皇はこの皇祖皇宗の大御教によつて國を治め、民を導いて、曾て私見を挿まれるが如きことはない。國民は又天皇の詔を遵奉して、各其の職

を務め、其の分をつくして毫末も私意を抱かない。故に我が國に於ては忠孝は國の根源に對する感情に基づいてゐるのである。すべて生命の根源に對する感情は尊敬、親愛の誠であつて人情の至極である。神明を尊信し、父母を敬愛する心は教を俟つて始めて生ずるのではなく、却つて教の由つて生ずる所である。人は其の敬愛する所に對して從順である。即ちこれに委せ、これを信じ、これに安んずる。建國の精神は即ち我が國民生命の根源であるから、この精神に順なるのは己の根源に安んずる所以であつて、これを君國に忠なりとも國祖に孝なりともいふのである。又これを大和魂ともいふのである。我が國の神道と稱するも

のは、即ち皇祖が國を肇め民を養ひ民を教へ給うた惟神の道であつて、國民はこれを中心として永遠に遵奉して信念として居る。

儒教

儒教は支那から、佛教は支那を経て印度から傳來した。其の教は各主とする所があつて、我が國皇道と異なる所があるけれども、其の要を擇んで我が國教化の補助とし、長き歴史の間に百般の文物に浸潤して、大いに國民精神を養つた。其の中儒教の淵源はもと支那周代の典籍に載せられてゐるものであつて、或は周公、孔子の道ともいはれてゐる。應神天皇の御宇に始めて我が國に入つて來た。其の書は詩・書・易・春秋・禮・論語・孟子・大學・中庸・孝經の諸經であつて、實に

修身・治國の教である。治國の本は徳であり、徳はこれを身に修めて得られる。徳の本を孔子は仁とした。仁に達するには孝悌を出発点として、忠恕を以て行ふのである。孝は親を敬愛することであつて、忠恕は廣く自他の生命を一にする所以である。内は我が生命の根源に復り、外は萬人の生命と通ずる。これ即ち仁徳であつて實に治國の大本である。治國とは人倫を天下に明かにするにある。或人が政治の要を問うたのに對して、孔子は答へて「父たり、子たり、君君たり、臣臣たり、夫夫たり、婦婦たり」といはれた。この數語はよく儒教の要を盡し、治國の教たることを示してゐる。抑國家の統一は名を正し、分を明かにするにある。

名分は國家生活の根本條理である。この條理は或は義とも義理とも稱する。名分・義理の學は儒教が我が國民の道徳と國家統一の道とに對して貢獻した最も大なるものである。

儒教にいふ道の根源

又儒教は天地が萬物を化育するをば道の根源となし、聖人が教を設けるのもこれを則としてゐる。この萬物化育の根源を天と稱し、或はこれを崇敬して上帝ともいふ。萬物を生むのは天の仁徳である。又人は祖先から出るものである。子を生育するのは親の慈である。故に上帝を祭り、祖先を祀るのは、生々化育の徳に報いる所以であつて皆孝である。君とは何であらう。天地は萬物の父母であつ



て萬物の中、人が最も靈である。而して人の中最も有徳なものが天に代つて民を撫育する。これを君となすのである。故に君は民の父母である。君に忠を致すのは、人民撫育の親に對して孝をなすのである。故に儒教は最も孝を重んじ、王者は天に事へ先王を祀るを政教の本としてゐる。

我が國體との相異

儒教は我が邦惟神の道と大いに同じい所があるけれども、如何せん、王者は國土を肇造し、民人を生育した國民の祖ではなくして、只徳あるものが百姓の中から起つたものであるから、只民を愛撫する仁によつて君となり、仁を失へば君たる地位を失ふ。君臣の分は之を説くけれども、その實臣を以て君となることが出来るのである。これ我が國體

と大いに異なる所であつて、國の統一が弱く、後世に至つては只力あるものが王となつて、常に争亂の絶えなかつた所以である。

彼我教法の辨別

中林成昌は「萬國同じきものは本性なり、異なるものは教法なり」といつてゐる。人間の本性は一であるけれども、國土の形勢・民族の性質・國家成立の事情・歴史の進行如何によつて道德の成形が違ひ、教の立て方も異なる。彼に是なるものも我には是ならず、我に非なるものも彼には非でないことがある。他國の文物を學ぶものは活眼を開いて之を取捨することを忘れてはならない。儒教の渡來後この取捨を誤つたことはないが、遂に我が國の正に歸し

た。而して儒教は徳川時代に至つて最も盛に行はれ、其の忠信・孝悌・廉恥・節義の教は治道に資し、士人修身の範となつた。此に至つては最早支那の儒教ではなくして、我が國の儒教ともいふべきである。抑我が國の道は三千年の歴史を通じて一貫してゐるけれども、其の教の盛衰消長は免れなかつた。儒教・佛教が古くから我が國に入つて來て、大いに我が文化を輔けたけれども、彼我教法の辨別がまだ十分に明かであつたとはいへない。降つて徳川時代に至つて學問が大いに起り、彼我の研究もまた精密となるやうになつて、我が國固有の道德の自覺が最も明かとなり、眞に我が國の倫理の學と稱すべきものが起つた。山鹿素行の學・山

崎闇齋の學・水戸の學及び國學は其の最たるものである。而して此の間、尊皇の精神が大いに養はれ、此の精神は外部の諸の事情と相待つて明治維新の大業の原動力となつた。

## 一七 古今の教訓 二

### 佛教

佛教が我が國民を教化した功績の大なることは、儒教に勝るとも劣る所はなからう。其の教義は固より博く且深いけれども、儒教の主として治國の教なるに對して、佛教は主として治心の教なりといふことが出来る。佛教は儒教よりも後れて欽明天皇の朝に渡來し、朝廷の尊崇によつて速かに全國に擴がつたが、桓武・嵯峨の朝最澄・空海が出るに

及んで、始めて日本の佛教ともいふべきものが起つたと稱せられてゐる。降つて鎌倉時代前後に至り、浄土宗・一向宗・日蓮宗・禪宗の諸宗が起つてその隆盛を極めた。而して此等の佛教が武士の精神修養の資となり、武士道の發達に貢獻したことは少くない。

佛教の根本

蓋し佛教は轉迷開悟の教である。迷とは何であらう。世間萬事は絶えず流轉變化して、常あるものは一としてない。先づ我が此の身は生れ、老い、病み、而して死するものである。我が最も親愛する父母・妻子の身もまたさうである。我が貪り求むる財寶・名譽・地位も亦無常である。常なきものを愛し求め、これに執着するが故に樂みは速かに去つて、

悲みが早く來る。これ人生の苦なる所以である。而もこの常無き萬象の裡に常住の本體がある。これを知るのが開悟である。このとき世上紛々の迷夢が覺めて、死生を超越え、欲念を離れて安樂に生きることが出来る。故に又佛教は拔苦與樂の教と稱することが出来る。かつ既に名利を離れ、死生を超越ることが出来れば、公明正大の道は自ら開けて來るのである。

開悟の道

開悟の道を學といふ。學に戒・定・慧の三がある。而して定を以て本とする。定とは一心に佛を念じ、佛に歸依し、或は靜坐心を澄まし、心の本に復ることをいふ。戒とは種々の戒律を守つて身を修め行を慎むことをいひ、慧とは經典

佛教と恩

を窮め眞理を尋ねて智を開くことをいふのである。

又佛教は知恩報徳の教ともいふ事が出来る。我が此の心身の由來を一々觀じ來れば、皆父母・教師・社會・同胞・國家・古來の教訓等の賜でないものはない。若し此等の恩恵がなければ、我といふべきものは一もあるべき筈がない。故によく恩を知れば我といふものの無き事を知り、個人主義の迷夢なることを覺る。是に於て我は唯此の恩徳に報いんがために、父母に事へ、君國に盡し、衆人のために勞し、而して眞理を人にも知らせんと努力する外餘念はないのである。凡そ佛教の説く所は、我が神聖の道と齟齬することが多いけれども、若し其の要をいへば、生死を超脱し、利欲を離れ、

佛教と國民思想

恩を知り、慈悲を施すの教であるから、我が國民の道德の發達に大いに貢獻し、又其の廣大なる經典・説法の中には人生の教訓が充ち満ちてゐる。特に其の萬有實相の開示、吾人本心の證明は確乎不拔の自信を與へて、邦家の爲に身命を捧ぐる意氣をも發せしめて來た。即ち佛教もまた儒教の如く我が國の歴史の進行中、我が國の道に融化せられ、又我が文化を豊富にしたことを知らなければならぬ。

基督の教

近代に至つて西洋の文物が大いに採用せられ、我が國民の生活に一大變化を來した。けれども其の多くは科學及び其の應用による技術に屬するものであつて、道德的精神は依然として我に固有である。佐久間象山の所謂、東洋の

道徳・西洋の藝術とは、今日尙我が國民の實際を言つてゐるといつてもよい。蓋し西洋の道徳的精神は其の政治・法律・經濟の形に於て我が國に入り、勿論我が道徳思想に大なる影響を及ぼしたけれども、其等の根柢となつてゐる宗教・哲學及び西洋諸國民の國民的精神は深く我を動かすまでに至らなかつた。只基督教は最も近く我が國に渡來し、少數者間には深く信ぜられてゐる。然し二千年の長き間、西洋諸國に行はれた此の宗教は、此等諸國民の道徳・藝術・學問・政治・法律等と融合して其の特色を帯びたまゝに我が國に入つて來たから、我が國體と相容れない所もあつた。而し此の宗教の精髓たる愛と心の純潔との教は、將來如上の附加

物を脱離して、却つて我が國民の道徳を輔育する資となることは、恰も外教としては我が國體と相容れない所のある儒・佛二教が、遂には我が文化の要素となつた如くならなければならぬ。蓋し大道は萬國に通ずるけれども、教法は國々によつて異なることは古今の通理である。

西洋の哲學

西洋の哲學といつても、眞・善・美の理想界を説く古代希臘の唯心論の血脉の今日に傳はつたものの如きは、其の精髓を取り其の糟粕を去つて、我が國の文教に資することが將來大なるものがあらう。けれどもすべて哲學は其の國民の精神的生活の特色を帯び、其の國民的文化の産物であることは、又儒・佛二教に見ると一般であるから、取捨宜しきを

得なければならぬ。我が國の哲學は我が國體と我が國民  
道徳との中に具はつて、其の近代的發達を俟ちつゝありと  
いふべきである。

一八 公 民

公民

君國に對しては忠良な臣民たれば十分である。此の外  
別に公民たるものを要しないやうである。然るに特に此  
の名のある所以は何故であらう。凡そ社會は分業によつ  
て成り、各自其の職業に従事する。これ各、自己獨特の能を  
捧げて公共のために盡すべきものであるから、公明忠直の  
心を以てすべきは勿論であるけれども、同時に又一家の私

公民の道

の存立の資もこれによつて得られるのである。然るに立  
憲法治の制が行はれ、又自治機關が發達した今日にあつて  
は、我が帝國臣民は各、其の職に忠なるのみならず、又直接に  
法の示す所に従つて國家社會公共の生活の機關の運用に  
參與しなければならぬ。此の私の生活には關係なくして、  
全然公共的な機關に對して自己の分を盡すのを生活の公  
民的方面となすのである。

故に公民の道は正義の感を以て主眼とする。これ忠良  
な臣民の道徳中に自ら含まれるものであるけれども、公民  
たるものは大小公共團體の生活機關についての知識を有  
し、自己は其の何れの部分に如何やうに與るべきかを知り、

その遂行に對して責任を負ひ、かくして公共團體の生活全體に對しても責を分つべきである。

先づ國家に對しては兵役納税の義務を負ひ、議員選舉の權利を有する。凡そ我等の一身一家を保護する國家の廣汎な作用に對し、我等の直接貢獻して其の作用を遂げしめるのは只納税によるのである。納税から得た財によつて國家の一切の機關は運轉せられる。納税の義務の重大なるはこれを以て會得すべきである。次に兵力は對外的に國家の存立する最後の根據であつて、又平時産業・通商海外企業等に對して缺くべからざる保障である。而してこは只國民各自がその肉體を以て其の任に當る外はない。兵

國家に對する  
權利と義務

役義務の重大なことは言を待たない。議員選舉權は近來大いに擴張せられ、國民普く此の權利を保有するに至つた。これ國民が悉く國政に與るのであつて、實に君臣一體なる我が國體の近代的表現といふべきである。凡そ代議士は一身の利害は勿論、一地方・一職業・一團體の利害を代表するものではなく、國家全體の利害を代表するものである。されば眞正の代議士たり得ると信ずる者を、公明正大の精神を以て選舉して、毫も他心があつてはならぬ。選舉に關して正義を守らない國民は道義に背くばかりでなく、其の禍は近く自家の頭上に降り來るであらう。

地方自治についても、自治機關の性質を知り、其の運用の

自治

利弊を察し、私黨私利を營む害の恐るべき所以、公共心が自他の福利を全うすべき所以を知つて、互に相戒めて、各責任を果すべきである。又地方の教育・産業・消費等に關する諸種の施設、習俗風紀の改善等について力を致すも公民の任務といふことが出来る。

代議政體と政黨政治

代議政體が政黨政治を誘致することは世界の大勢である。政黨には利弊があるから、其の弊を去つて其の利を享けるやうに心掛けねばならぬ。而して其の法は、國民一般が正義を愛し、選舉を公平にし、勢の大小、力の強弱に従つて其の嚮ふ所を定めず、成敗を以て正邪を論ぜざるにある。社會に於ける其の地位、其の職業等の關係に基づいて利害

輿論

の念を起し、私念を以て公共の事を判断しようとするが如きは、公民の最も戒むべきことである。

輿論は其の國民の思想感情の反映である。國民の政治的見識の發表たると同時に、又よくこれを指導し、政黨の勢力を左右し、かくして國政の上に大なる影響を及ぼすものである。國民の道德思想が健全であつて、公私の毀譽褒貶を誤らず、道德的輿論が社會の不正事を擯斥して、それをして存在の餘地なからしめ、眞の名譽と似而非なる名譽とを混同せしめないやうにすることは最も望ましき事である。すべて人は是非を誤らざる良心を具へてゐるけれども、種の偏見や私欲から道德的判斷を不純ならしめることが



ある。又た、世上多數の意見を以て知らずく、評價の標準となす傾があり、自己は正しき意見を抱き、行を正しくしても、他人の意見には逆はず、他人の非行を黙視することがある。自ら正しくするは勿論、又人をも正しくするは公民の責任である。是非正邪の判断は正直に發表して誤れる言論を斥け、不正の行爲を容るゝ餘地なからしめなければならぬ。

眞の輿論

眞の輿論は國民大多數が眞實に懷抱する所の感想の發表でなければならぬ。而してこれを知らうと思へば、平生心を公共の事に寄せ、かつ虚心坦懷以て衆人の希望を察しなければならぬ。其の聲は大であつても、其の實たゞ少數

權利に伴ふ責任

者の私見を表すものがあり、其の聲は小であつても、其の實眞の公論たる資格のあるものがある。宣傳に眩惑されず、明かに眞相を究めなければならぬ。

凡そ公民として我等は公共の事に關する權利を重んじ、これを行使することによつて、一般の福利に對する自己の責を全うすべきである。英國の哲學者ヘンリー、シジキックは大陸漫遊中、代議士選舉の一票を投ぜんがために、直ちに踵を返して歸國の途に就いたといはれてゐる。人動もすれば誤つて自家の便益を主張することを權利の主張と考へ、私の利害に關係のないことは國法の與へてゐる權利をも棄てて顧みない憾がある。權利とは公的のものであつ

て、私的のものではない。即ち國家の公共的見地から個人の利害を限定したものであるから、權利を主張するには、時として私の便益を犠牲に供すべきことは決して少くない。

### 一九 現代文化の特色

機械文明

現代文化の最大特色は人間生活が機械との親密な關係に於て發展してゐるといふ點にある。往昔に於て人が物資生活の手段として用ひたのは、人力を以て操作する道具であつて、主として家庭に於て小規模の生産を營んだものであるが、現代は電氣・蒸氣の如き動力で運轉する機械を以て大量に製産する。轟々として運轉する大工場の機械は、

從來人力を以て操作した所を自動的に營爲し、少量の製作に過ぎなかつたのを大量に生産し、商賈は之を承けて市場に巨利を博しようとする。これ機械文明の時代の人間生活の實情である。

機械文明の基  
底

斯の如き機械文化の建設には、之を創始した人間の精神力と並に自然科学の研究が其の基礎を成してゐる。即ち自然科学の長足な進歩は自然現象を精細に観察し計量する方向に向はしめ、自然をば一の目的を中心として組織された一個の機制として説明しようとし、其の變化生成をば數學的に計量して、從來人知の範圍外にあると考へた巨大の現象も極微の運動も、盡く數量として表し得るやうに

なし、遂には精神現象さへ機制化し計數化しようとするに至つた。斯くして把捉した所を生活に利用しようとして、先づ外界自然の力たる蒸氣力・電氣力等の活用によつて汽船・汽車・自動車・飛行機等の驚くべき發達と普及とを遂げ、化學・生物の學の研究は諸の産業を勃興し、心理現象の研究は人心の作用を細かに知らしめて、社會的活動の指導上益する所が多い。知識は力なりとの標語にも見える通り、現代諸種の學術の發達は、人間を益地上の王者たらしめる概がある。機械による物資の大量的生産は茲に大工場を生み、一の目的に依つて統制せられた分業と、其の相互の協力が秩序的に排列せられる偉大な組織を社會に出現するに至

つた。組織ある所に個人的作業としては、到底成すことの出来ない大事業をもなすことが出来る。巨大な鐵板を自由な排列して海上に艨艟巨舶を浮べるが如き、或は鐵と混凝土を排列して天を摩する高塔を建設するが如きは、一にかかる組織の結果によるものである。

かく現代文化は個人的努力を以てしては、到底到達し得ない大事業を營爲するが爲に大組織を構成してゐる。故に各人は組織の一肢體として活動し、其の立場に於て全力を傾注して他との協調を考へ、以て改良進歩を圖らなければならぬ。然るに斯くする事をば個人の自由と、並に創造力とを束縛するものであるといつて、機械文化を極端に呪

咀するものがあるけれども、これは人文發展の趨勢に逆行せんとするものであつて、現實の生活を直視しない空論である。機械の自動に依るが故に各人に閑を生じたことは、彼の手工業時代に比して天壤の差あること、又は擔當してゐる工程の活動様式によつて其の個性を發揮する餘地のあることを知るならば、斯の言は新しき生活に順應することを得ない人の妄見であることを知るのである。況して組織ある所に當然存する支配關係を否定するが如きは、人間生活の實際に悖るといふべきである。

けれども機械の文明はいかほど偉大であつても、要するにそれは機械道具の世界を出でない。偉大な力をもつ機

機械と道德的精神

械活動も、それを人間の正善なる精神が支持するのでなければ、世に幸福を齎すことが出来ないばかりでなく、却つて禍を招く機となるであらう。飽くことなき利己心を満足せしめんために機械を使用するならば、機械力の大なるほどその害毒もまた大である。組織内の成員全體の福利を眼中にをき、各成員それらの立場を知り、公正が行はれるやうに努力せねばならぬ。かかる徳義を失つては争鬭は相繼いで起り、社會は陰慘たるものとなるであらう。我等は道德の力が人生の終始なることを信じ、道德的精神を主人として機械を使用することに力めなければならぬ。

## 二〇 道德の力

生と道德

道德とは生を全うする道である。生を全うするとは物を生ずる道である。春花を開いて秋實を結ぶ。物を生ずる道もこの自然に従ふのである。春夏の間耕耘に勞苦して始めて秋に收穫が得られる。業は勉むれば成り、怠れば荒む。卑俗な欲が増長すれば、志は卑しく且高尚な理想は起らない。眼前の逸樂に流れると向上の勇氣も消耗する。少壯のときに學ばないで、老大徒らに吾が生の空虚を歎じても詮なきことである。蓋し心も其の發達におのづから順序と時期とがある。年少のときは氣が鋭く遂行せんと

する意が最も盛である。又記憶力が強く、思想も硬化せずして、博く知識を容れるに適してゐる。或富人が「今日巨萬の富を積む。これ初め艱難辛苦を嘗めて漸く少額の財を爲したるが本なり。其の後は殆ど勢を以て大を致せり」といつてゐる。學問・事業の成就もまた此の通りである。青年の時勉勵刻苦しても、其の得る所はさまで多くはなからう。然し後年大いに成すの基礎は實に此にある。故に青年に貴ぶ所は精神氣魄を奮起して、安逸遊惰を恥ぢ、難事に勇むにある。

人生を全うする所以

人生を全うするとは視ることは明、聽くことは聰、思想は詳密、言は眞實、行は確實なるをいふのであつて、即ち萬事成

功の道である。又身體は生理に従つて養はれ、財は入るを計つて出づるを制することによつて理まり、而して家と國とは心によつて存する。徳とは己達せんと欲して人を達し、己立たんと欲して人を立つるものである。人を全うするによつて己を全うすることは、最も安固の道である。人を斃して己を全うしようとすることは、最も危険な道である。一身に於ける如く、國に於ても同様である。親を全うするは子として己を全うする所以であり、子を全うするは親として己を全うする所以であり、又よく生徒を教ふるは教師として己を全うする道である。すべてよく其の職務を全うするは、社會のために全うすることであつて、同時に

身を立てる所以である。人の世話にならぬとは人の世話をすることである。蓋し何にまれ社會に有用な事をして始めて一身は立ちゆくものである。他人の道具となつてこそ我は一箇獨立獨行の人となり得るのである。すべて人は互に他の役に立つやうに生れついてゐる。他の役に立てば勿論人には善く亦我にも善いのである。これを人生を全うすといふのである。眼前の欲を満足せしめて終身の計をなさなければ、一身を全うすとはいへない。一身の計のみをはかつて、他人を顧みないものは人生を全うすとはいへない。

信を以て本とす

身體の強健は何人も欲する所であるけれども、強健の身

を以て悪をなすのは、病弱にして悪をなし得ない者にも及ばぬ。知識・技能を有用の材といふのは、公益を進め人生を利するが故である。若しこれを用ひて私利を營み、或は悪事を計るならば、寧ろ無知無能の却つて害無きにも及ばぬ。國富み兵強くとも、信義を顧みず他を侵害するならば、早晩衰滅を免れないことは古今の歴史の證する所である。故に身體の健康も、富の増殖も、科學・技術も、才能・智略も皆これを善のために用ひる道德心を主としなければ、其の價值は認められない。之に反して道德あるものは不節制の爲に身を害したり、遊惰安逸の爲に貧窮に陥つたり、或は怠慢にして智能の修得を忽にすることはない筈である。故に國

に道德が盛であれば、國民は皆健康であつて富み、才能知識があつて、かつよく和親し、私のために公を害することはない。外國に對してはよく信を以て交り、事あるときは忠勇の精神を奮つて君國を護る。孔子は「國の存立するには兵と食と信とを要すれども、信を以て根本とす」といはれた。

學校は知識を修得する所である。科學は萬有の眞相を我が心に會得して、毫も臆測空想を許さないものであるから、最も眞實の徳を養ふに適する。數學は理は嚴正であつて、些の偽瞞を容れないことを教へ、歴史は國の興廢存亡する所以を事實によつて知らしめ、心を古今悠久の上に馳せて理想を高くせしめる。言語は内に思ふ所を外に表すも

知識も道德に  
歸着す

のであるから、最も眞實の徳を養ひ、思想を精練するものであり、文學・藝術は性情を純正に發露して人情の眞に接せしめ、或は萬象の美を描いて名利の巷を超脱せしめる。故にすべての知識は皆道徳に歸着することを悟るべきである。

新 制 中 學 修 身 卷 五 ( 畢 )

昭和六年十一月七日印刷  
 昭和六年十一月十日發行  
 昭和七年二月三日訂正再版印刷  
 昭和七年二月六日訂正再版發行

著 者 廣 島 市 鐵 砲 町 六 六  
 西 晉 一 郎

印 發 行 者 兼 東 京 市 神 田 區 表 神 保 町 二  
 鈴 木 政 雄

發 行 者 大 阪 市 東 區 博 勞 町 五 丁 目  
 鈴 木 常 松

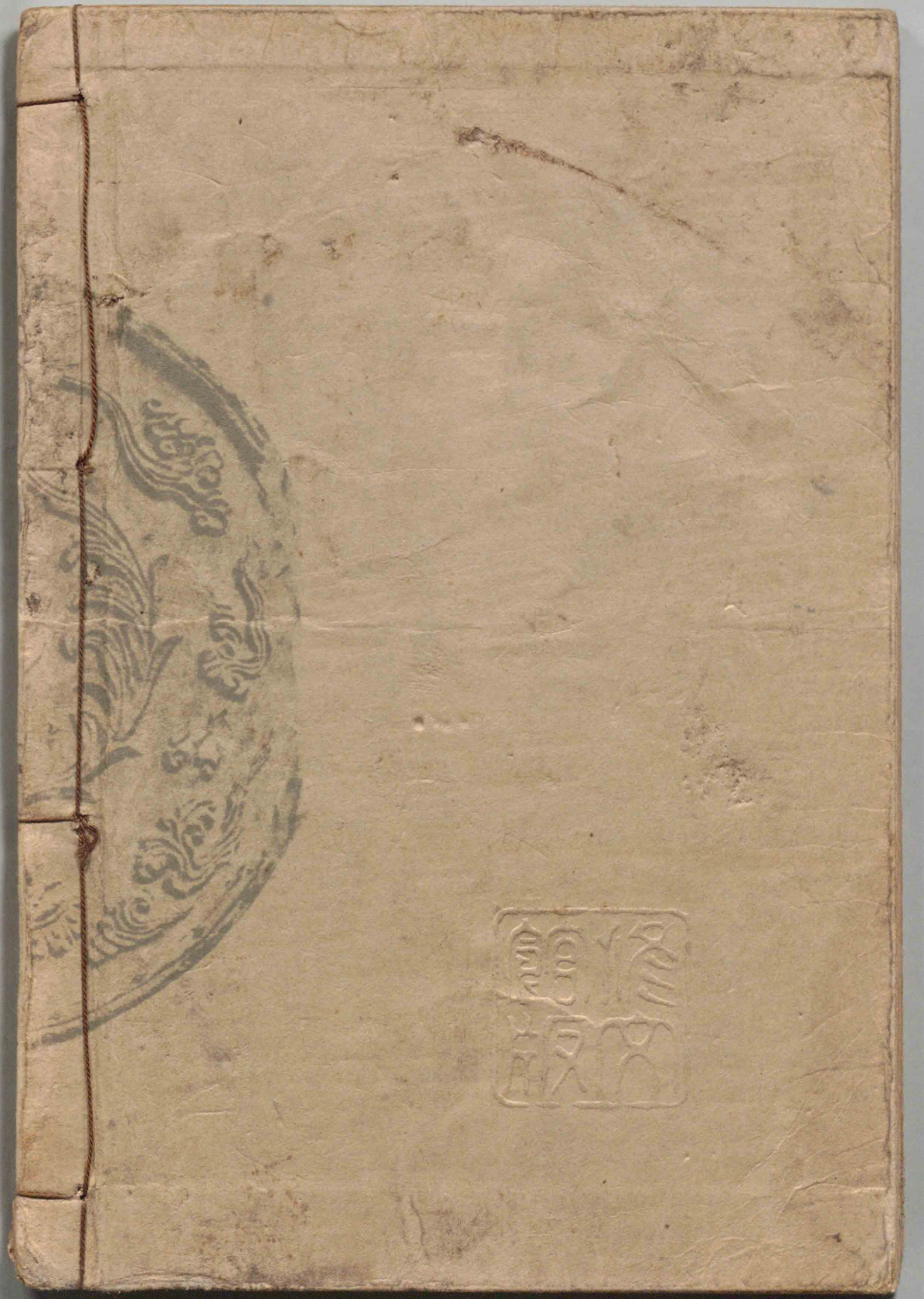
新 卷 數	一	二	三	四	五
定 價	金 三 十 六 錢	金 三 十 七 錢	金 四 十 三 錢	金 四 十 六 錢	金 五 十 三 錢

發 兌

(振替口座東京二六四四番)  
 (振替口座大阪四七一番)

修 文 館 東 京 市 神 田 區 表 神 保 町 二  
 大 阪 市 東 區 博 勞 町 五 丁 目





Seal impression with Chinese characters, likely a collector's or publisher's mark.